

白河市こども計画(素案)

令和6年 11 月現在

白河市

目 次 案

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の概要（位置づけ、対象）	2
3. 計画の策定・推進体制	3
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く白河市の現状	4
1. 人口・世帯の状況	4
2. 子育て関連施設・事業の状況	9
3. アンケート結果からみられる状況	14
4. こども・子育てに関する課題の整理	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本とする視点	20
2. 基本理念（案）	21
3. 基本目標	21
4. 施策の体系	22
第4章 基本施策の展開	23
基本目標1：こどもの人権擁護とこどもが主役のまちづくり	23
基本目標2：こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまちづくり	33
基本目標3：こどもと子育てを応援するまちづくり	40
基本目標4：安心安全で快適に育ち、暮らすまちづくり	47
基本目標5：支援が必要なこども・子育て家庭を包括的に支援するまちづくり	52
第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）	61
1. 基本方針	61
2. 教育・保育給付	66
3. 地域子ども・子育て支援事業	68
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進	78
第6章 こどもの貧困解消対策推進計画	79
1. 基本方針	79
2. 施策の展開	83
第7章 子ども・若者育成支援計画	88
1. 基本方針	88
2. 施策の展開	93
資 料	95

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57ショック」が契機となって推進されてきました。これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めをかけるには及んでいない状況が続いています。一方で、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化・少子化による世帯人数の減少、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより大きく変化しています。このような変化にコロナ禍の影響を受け、こどもと子育て家庭の抱える問題は多様化し、いじめ・不登校・児童虐待などこどもの人権にかかわる問題やニート・ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題など、生きづらさを抱えたこども・若者の諸問題が深刻化・長期化しているとともに、若い世代の結婚や子育てに対する不安や、子育て家庭の不安・孤立感が少子化に影響しているともいわれています。

このような状況から、こどもと子育ての状況を理解し、こどものための取組・政策を強力に進めていくことが急務となっています。

令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもまんなか社会の実現を目指すことが示され、令和5年4月1日に、次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法はこども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこども・若者・子育て当事者からの意見の反映などについて定めています。

白河市では令和元年度に「みんなで育てよう 次代を担う白河っ子」を基本理念とした「第2期子ども・子育て計画」を策定し、計画に基づき、質の高い教育・保育サービスの提供や地域での子育て支援施策、次世代育成支援施策などを推進してきました。同計画の計画期間は令和6年度までであることから、本市ではこれまでの「子ども・子育て計画」（「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を包括）と「白河っ子未来応援計画」（こどもの貧困解消対策推進計画）、「子ども・若者育成支援計画」を一体としたこども・若者施策を総合的に推進する指針として「白河市こども計画」を策定します。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

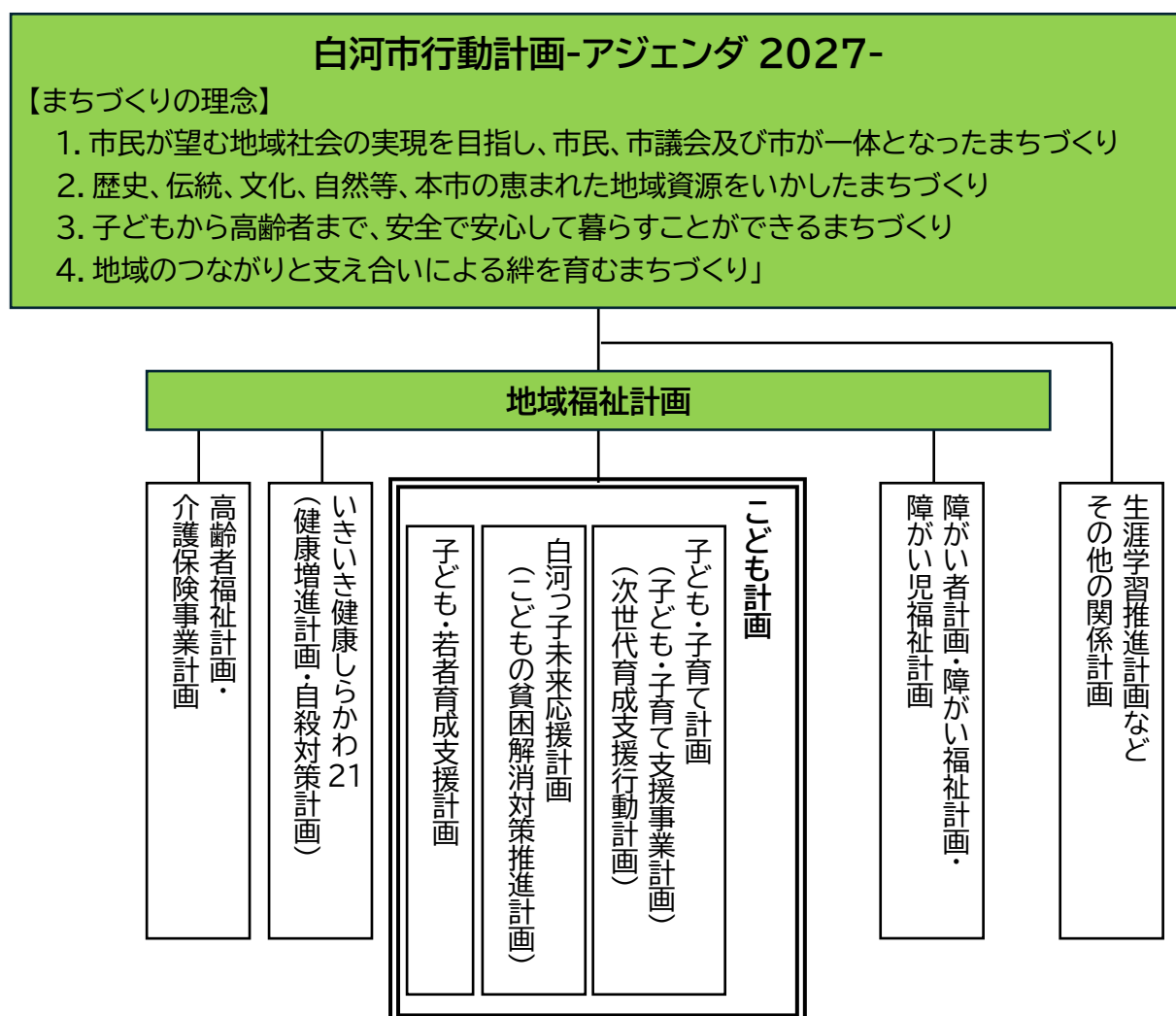
2. 計画の概要(位置づけ、対象)

(1)計画の位置づけ

「白河市こども計画」は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、こども基本法第9条に規定する「こども大綱」を勘案し、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項を包括しています。

計画策定にあたっては、「白河市行動計画-アジェンダ2027-」で目指す将来の姿として掲げられた「1. 市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会及び市が一体となったまちづくり」、「2. 歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源をいかしたまちづくり」、「3. 子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らすことができるまちづくり」、「4. 地域のつながりと支え合いによる絆を育むまちづくり」という4つの理念との整合性を持つものとして定めます。

【計画の位置づけ】



(2)計画の基本事項

①計画の対象

本計画は、こども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）、並びに子育て当事者を対象とします。子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は主に小学生以下の児童（取組によっては18歳未満）とその家族とします。

②計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

【計画期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期次世代育成支援行動計画(後期)					こども計画 (子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者育成支援計画)				
第2期子ども・子育て支援事業計画									
	白河っ子未来応援計画								

3. 計画の策定・推進体制

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「白河市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の策定にあたって審議を行いました。また、計画策定後は定期的に施策の進捗状況について白河市子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただきながら着実な推進に努めます。

策定にあたり、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査・子どもの生活実態調査・ヤングケアラー実態調査を一体的に実施し、計画策定の基礎資料としています。

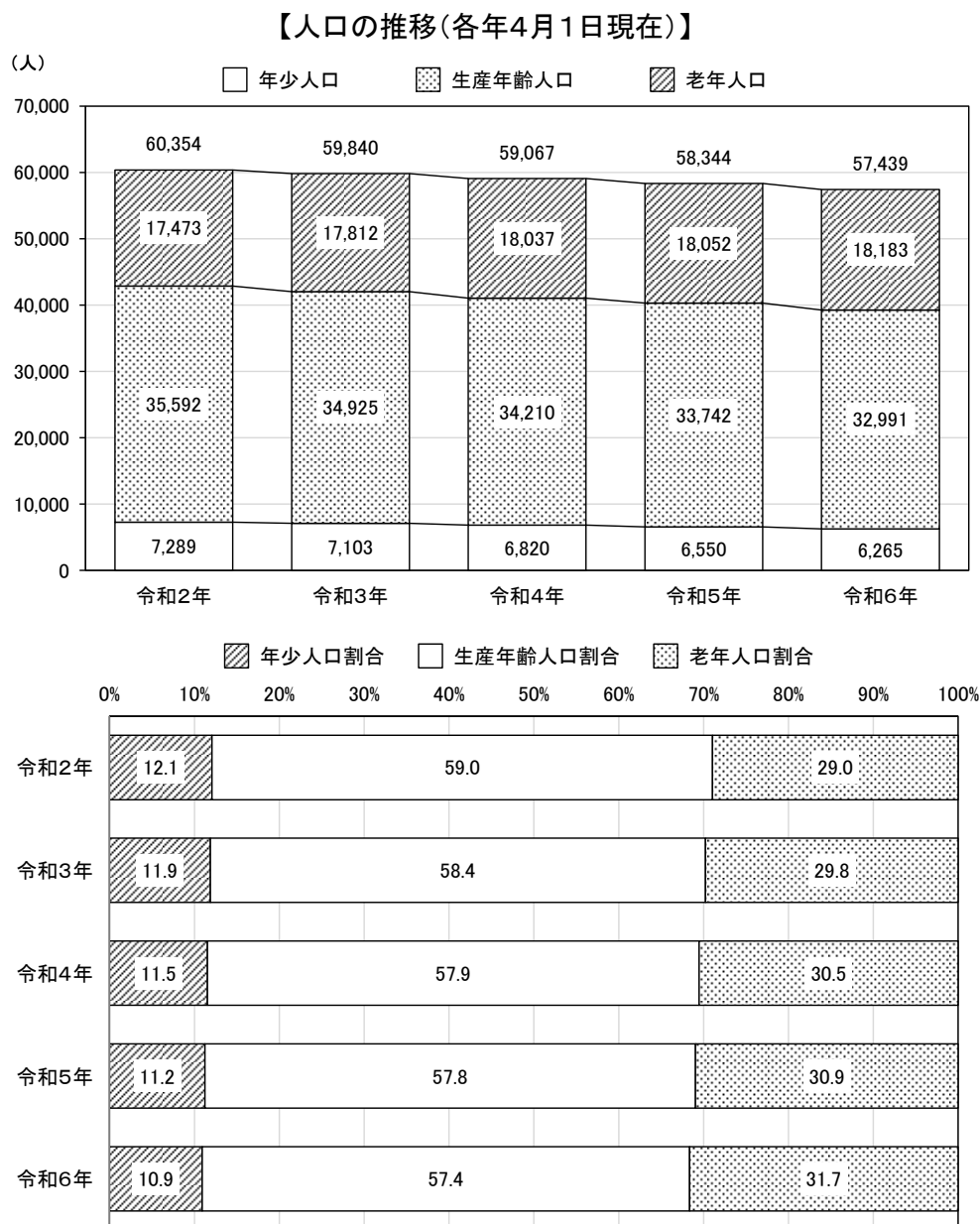
作成した計画案を令和7年1月●日から令和7年●月●日まで、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。（予定）

第2章 こども・子育て家庭を取り巻く白河市の現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口

総人口は、令和2年の60,354人から令和6年は57,439人と4.8%減少しています。14歳以下の年少人口は令和4年に7,000人台を下回り、令和6年は6,265人となっており、総人口に占める割合は10.9%となっています。

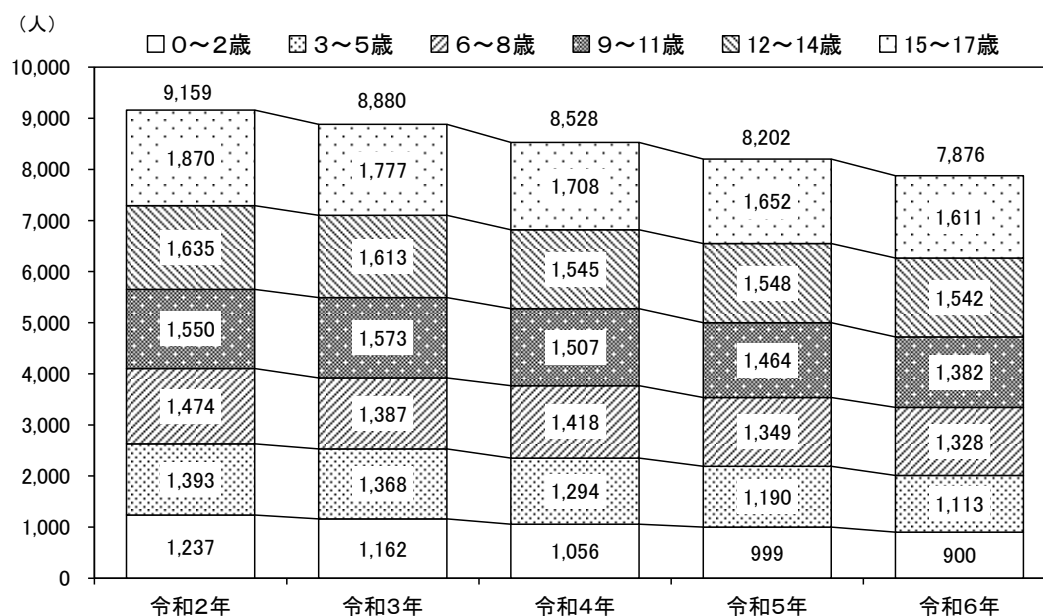


出典: 住民基本台帳

(2)こども数

17歳以下のこども数は、令和2年の9,159人から令和6年は7,876人と14.0%減少しています。令和2年と令和6年で年代別にみると、0～2歳は1,237人から900人と27.2%の減少、3～5歳は1,393人から1,113人と20.1%の減少となっており、低年齢層の減少率が大きくなっています。

【こども数の推移(各年4月1日現在)】



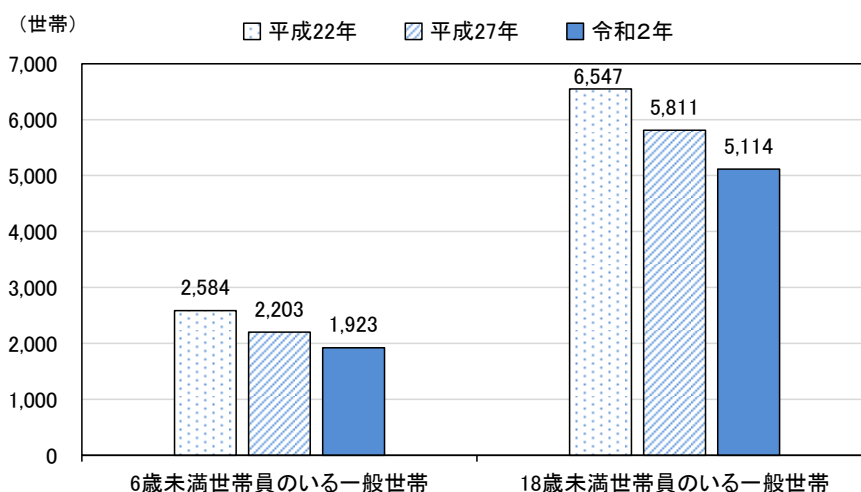
出典:住民基本台帳

(3)世帯数・世帯構成

18歳未満のこどものいる世帯数は、平成22年の6,547世帯から令和2年には5,114世帯に減少しています。

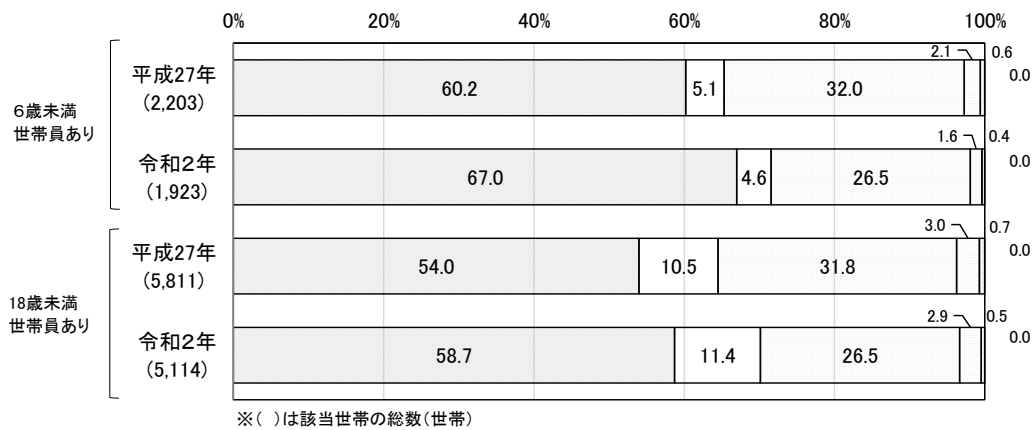
18歳未満のこどものいる世帯の世帯構成を平成27年と令和2年で比較すると、両親とこどもの2世代世帯の割合は令和2年が58.7%で、平成27年の54.0%から増加している一方で、両親とこどもと祖父母・他の親族を含む3世代以上の同居世帯は31.8%から26.5%に減少しています。

【こどものいる世帯数(各年10月1日現在)】



出典:国勢調査

【こどものいる世帯の世帯構成(各年 10 月 1 日現在)】

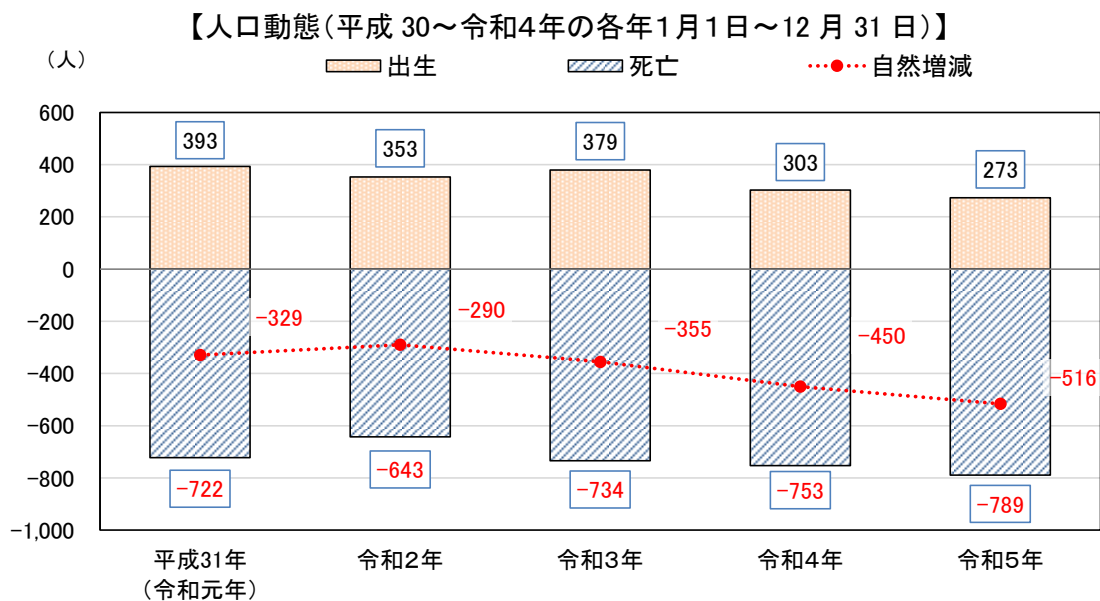


- 両親と子ども
- ひとり親と子ども
- 両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
- 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- 非親族世帯・単独世帯
- その他

出典: 国勢調査

(4) 人口動態

令和5年の自然動態は、出生数が273人、死亡数が789人で、死亡数が出生数を516人上回って自然減となっています。出生数は令和3年までは350人以上で推移していましたが、令和4年には303人、令和5年には273人となっています。

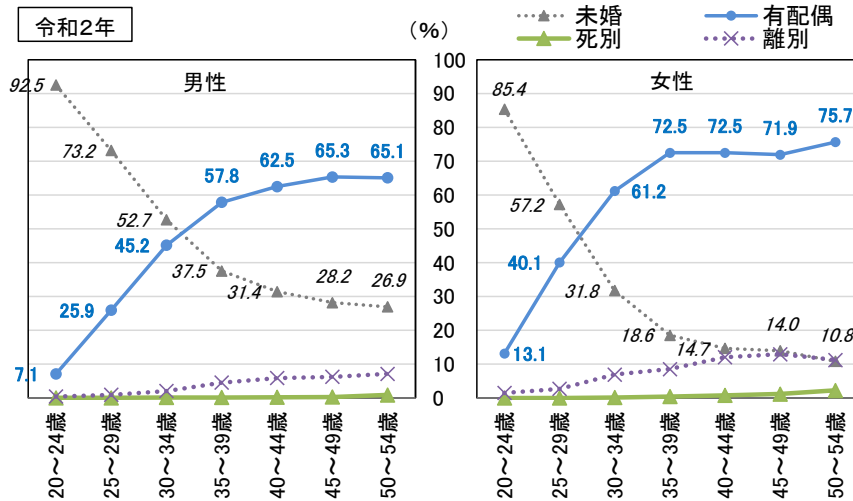


出典: 総務省人口動態調査

(5) 有配偶状況

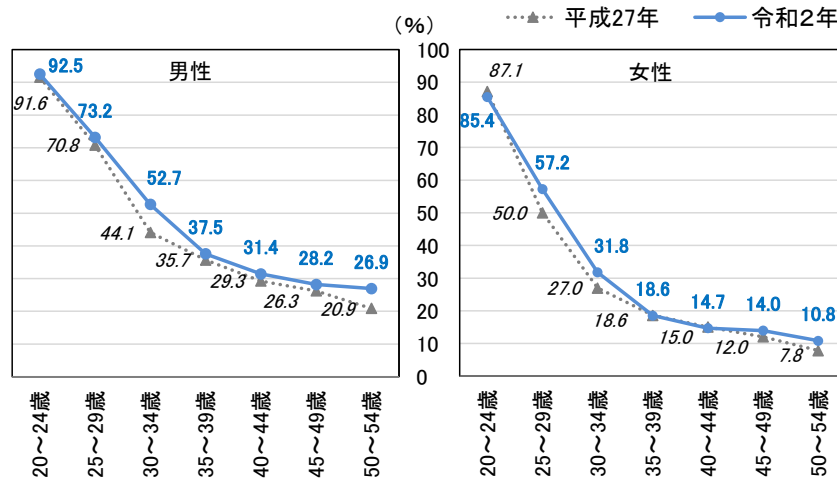
配偶関係は、男性は35～39歳、女性は30～34歳で有配偶の比率が未婚を上回っています。有配偶率はすべての年代で女性が男性を上回っています。また、平成27年と令和2年で未婚率をみると、男性はすべての年代で未婚率が微増しており、女性は20～24歳で87.1%から85.4%と微減している一方で、25～29歳が50.0%から57.2%、30～34歳が27.0%から31.8%と増加しています。

【男女5歳階級別配偶関係】



出典:国勢調査

【男女5歳階級別未婚率の推移】

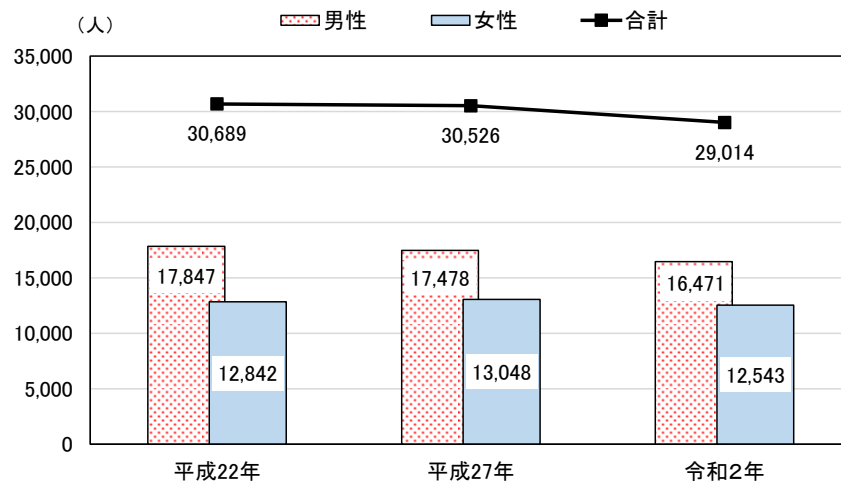


出典:国勢調査

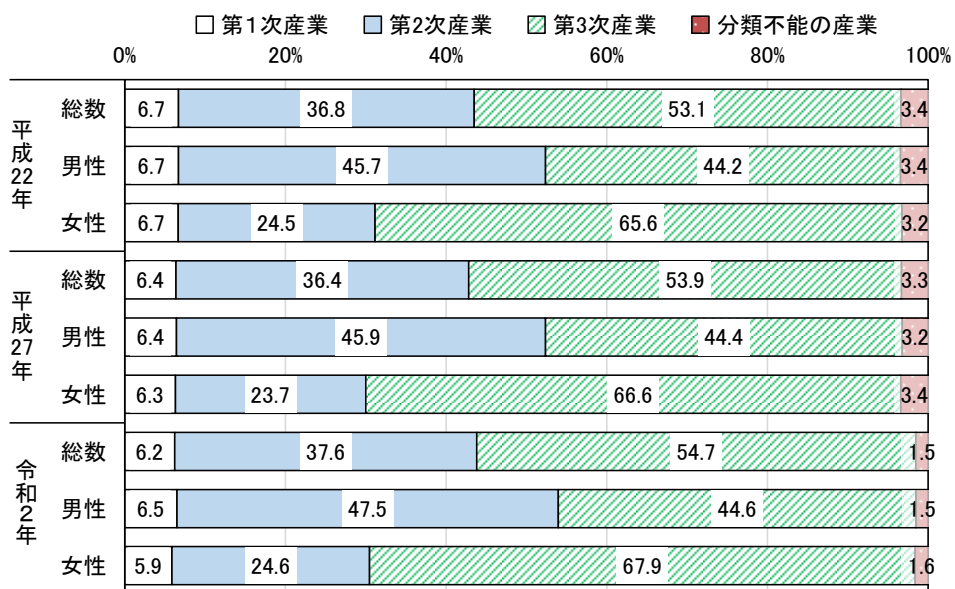
(6)就業者数・就業率

就業者数は、平成22年の30,689人から令和2年は29,014人と5.5%減少しています。産業別では、男性は第2次産業従事者が多く、女性は第3次産業従事者が多いという傾向が続いています。

【就業者数】



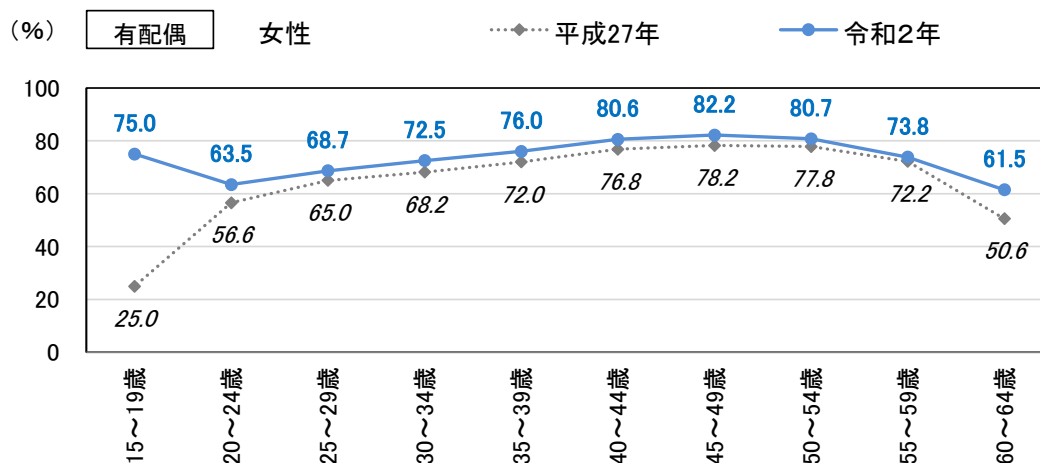
出典:国勢調査



出典：国勢調査

既婚女性の就業率はすべての年代で増加しています。

【既婚女性の就業率の推移】



出典：国勢調査

2. 子育て関連施設・事業の状況

(1) 保育園・幼稚園・こども園の状況

市内には、保育園が公立6園、私立3園、認定こども園が4園、小規模保育事業3園、家庭的保育事業所1園あります。

【保育園の設置状況】

(令和6年4月現在 単位:人)

施設名		所在地	定員
公立	さくら保育園	会津町 24-7	90
	わかば保育園	北中川原 8-1	150
	おもてごう保育園	表郷番沢字成金 142	65
	たいしん保育園	大信町屋字道目木 8	50
	ひがし保育園	東釜子字枇杷山 141	60
認可外	関の森保育園(休園中)	旗宿町尻 105-1	-
私立	みのり保育園	新白河二丁目 162	89
	白河保育園	日向 2	120
	丘の上保育園(※)	立石山 10-14	40
認定こども園 (私立)	ぼだい樹	郭内 1-171	100
	ぼだい樹 西こども園	南登り町 15	80
	さくらの木	豊年 31	60
	らのみな	西三坂 38-1	93
小規模保育 事業 (私立)	ニチイキッズ 新白河保育園	新白河四丁目 53	19
	なないろ保育園	十三原道上 3-21	19
	ともいく保育園	袋町 3	18
家庭的保育 事業(私立)	ぴよぴよ保育園	金勝寺 205-25	3

(※丘の上保育園は、令和6年8月より定員 50 人)

【保育園の入園児童数の推移】

(各年度4月1日現在 単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	56	55	54	42	37	43
1歳児	183	197	187	190	206	186
2歳児	215	223	228	213	226	242
3歳児	125	131	134	158	144	149
4歳児	138	132	128	139	156	146
5歳児	132	135	130	124	144	153
合計	849	873	861	866	913	919

【広域入所児童数の推移】

(各年度4月1日現在 単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広域入所 児童数	7	3	4	5	9	10

【保育園の実施状況】

(令和6年4月現在)

施 設 名		年 齢	保 育 時 間	
			平日	土曜日
公立	さくら保育園	生後6か月～ 就学前	7:30～19:00	7:30～13:00
	わかば保育園			7:30～13:00 (満2歳未満)
				7:30～18:00 (満2歳以上)
	おもてごう保育園	生後6か月～ *3歳未満		7:30～18:00
	たいしん保育園			7:30～18:00 (満1歳以上)
	ひがし保育園			
私立	みのり保育園	生後6か月～ 就学前	7:45～17:45(乳児) 7:00～19:00 (満1歳以上)	7:45～12:30 (満2歳未満)
	白河保育園			7:15～18:00 (満2歳以上)
	丘の上保育園	生後6か月～ *3歳未満	7:30～18:00(乳児) 7:15～18:30 (満1歳以上)	8:00～12:00 (満2歳未満) 8:00～17:00 (満2歳以上)
認定 こども園 (私立)	ぼだい樹	生後6か月～ 就学前	7:30～18:00 (満1歳未満) 7:30～18:30 (満1歳以上)	8:00～14:00 (満3歳未満) 8:00～16:00 (満3歳以上)
	ぼだい樹 西こども園		7:30～18:00 (満1歳未満) 7:30～18:30 (満1歳以上)	8:00～14:00 (満3歳未満) 8:00～17:00 (満3歳以上)
	さくらの木			8:00～14:00
	らのみな		7:00～19:00	7:00～18:30
小規模 保育事業 (私立)	ニチイキッズ 新白河保育園	生後57日 経過～ *3歳未満	7:00～19:00	7:00～19:00
	なないろ保育園	生後6か月～ *3歳未満	7:45～17:45 (満1歳未満) 7:00～19:00 (満1歳以上)	7:45～12:30 (満1歳未満) 7:00～12:30 (満1歳～満2歳) 7:00～18:00 (満2歳以上)
	ともいく保育園		7:30～18:30	7:30～18:30
家庭的 保育事業 (私立)	ぴよぴよ保育園	生後3か月～ *3歳未満	7:45～18:00	

※3歳未満については、満3歳の誕生日を迎えた後の最初の3月 31 日までとなります。

市内には、幼稚園が公立8園、私立2園、認定こども園4園あります。

【幼稚園の概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人)

施 設 名		所 在 地	定 員
公立	大沼幼稚園	久田野豆柄久保 2	80
	白坂幼稚園	白坂陣場 317	80
	小田川幼稚園(現在、休園中)	泉田池ノ上 239	-
	五箇幼稚園	田島明治 32-6	70
	関辺幼稚園	関辺松並 26	80
	表郷幼稚園	表郷金山字長者久保 2-5	170
	大信幼稚園	大信町屋字道目木 12	140
	ひがし幼稚園	東釜子字枇杷山 28	240
私立	白河カトリック幼稚園	道場小路 88	150
	丘の上幼稚園	立石山 10-14	185
認定こども園 (私立)	ぼだい樹	郭内 1-130	35
	ぼだい樹 西こども園	転坂 96	60
	さくらの木	豊年 31	35
	らのみな	西三坂 38-1	15

【幼稚園の園児数の推移】

(各年度5月1日現在 単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	330	267	226	189	189
4歳児	358	316	274	245	190
5歳児	331	338	310	264	246
合計	1,019	921	810	698	625

【幼稚園の実施状況】

(令和6年5月1日現在)

施 設 名		開園時間	年 齢	預かり保育
公立	大沼幼稚園	8:30～14:00	3歳～就学前	○
	白坂幼稚園			○
	小田川幼稚園(休園中)			○
	五箇幼稚園			○
	関辺幼稚園			○
	表郷幼稚園			○
	大信幼稚園			○
	ひがし幼稚園			○
私立	白河カトリック幼稚園	8:30～14:00		○
	丘の上幼稚園	8:30～13:30		○
認定こども園 (私立)	ぼだい樹	8:30～13:30		○
	ぼだい樹 西こども園			○
	さくらの木		○	
	らのみな	8:00～14:30	○	

(2) 小学校の状況

本市には市立小学校が13校あります。令和6年5月1日現在2,745人が在籍しています。

【小学校の概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人・クラス)

学校名	所在地	児童数	学級数
白河第一小学校	菖蒲沢 41-1	274	15
白河第二小学校	日影 2-8	507	23
白河第三小学校	寺小路 64-2	473	21
白河第四小学校	久田野豆柄山 3	182	9
白河第五小学校	白坂陣場 317	183	9
小田川小学校	泉田池ノ上 239	56	6
五箇小学校	田島 165-2	50	6
関辺小学校	関辺松並 26	100	7
みさか小学校	みさか二丁目 120	317	14
表郷小学校	表郷金山字瀬戸原 108	278	15
小野田小学校	東下野出島字髪内 195	132	8
釜子小学校	東釜子字西ノ内 1	137	7
大信小学校	大信中新城字愛宕山 108-1	56	6
合 計		2,745	146

(3) 放課後児童クラブの状況

本市では、保護者が就労などの理由により留守になる小学校1～6年生の児童を放課後及び長期休業期間に預かり、遊びと生活の場を提供して健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置しています。令和6年4月1日現在、15か所の放課後児童クラブを運営し、923人が利用しています。

【放課後児童クラブの概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人)

施設名	低学年			計	高学年			計	合計
	1学年	2学年	3学年		4学年	5学年	6学年		
白一小児童クラブ	23	20	24	67	24	12	5	41	108
白二小児童クラブ	39	42	38	119	0	0	0	0	119
白二小第二児童クラブ	0	0	0	0	17	12	0	29	29
白三小児童クラブ	43	41	31	115	0	0	0	0	115
白四小児童クラブ	13	15	14	42	7	9	1	17	59
白五小児童クラブ	12	19	17	48	15	0	0	15	63
小田川小児童クラブ	4	3	7	14	7	4	7	18	32
五箇小児童クラブ	1	3	0	4	4	1	2	7	11
関辺小児童クラブ	6	8	3	17	11	4	2	17	34
みさか小児童クラブ	33	30	32	95	15	0	0	15	110
表郷小児童クラブ	28	23	25	76	20	0	0	20	96
大信小児童クラブ	9	7	3	19	7	5	0	12	31
大信小第二児童クラブ	3	1	6	10	3	3	2	8	18
釜子小児童クラブ	12	18	9	39	6	9	3	18	57
小野田小児童クラブ	5	5	7	17	4	6	0	10	27

【放課後児童クラブ利用児童数の推移】

(各年度5月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数(人)	852	856	861	923
施設数(か所)	16	15	15	15

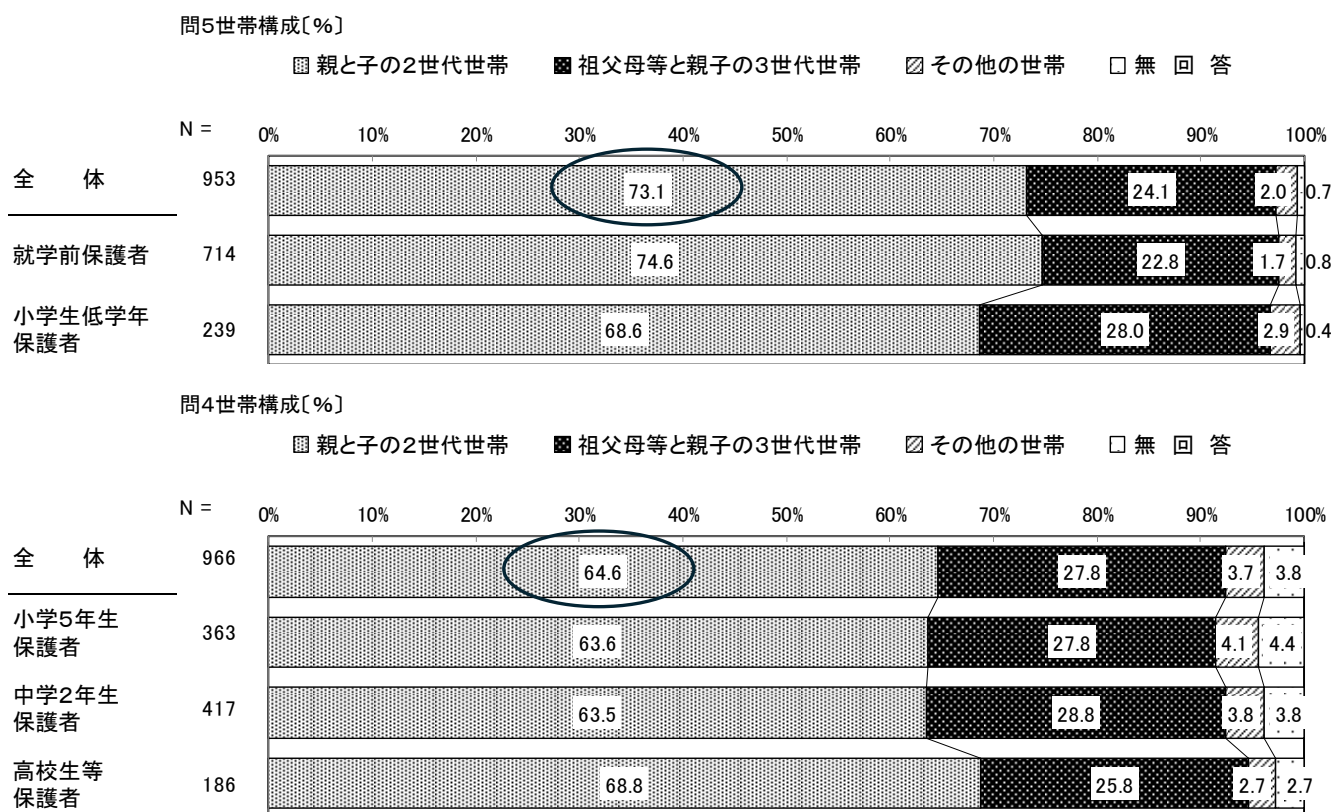
3. アンケート結果からみられる状況

令和5年度に就学前児童保護者、小学生低学年保護者、小学5年生・中学2年生・高校生等（高校生及び高校生年齢に相当する子ども）本人と保護者、また18～39歳の市民を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

(1)子育て家庭の状況

①世帯構成

就学前児童・小学生のいる世帯は「親と子の2世代世帯」が73.1%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が24.1%となっています。小学5年生・中学2年生・高校生等のいる世帯においても、「親と子の2世代世帯」が64.6%、「祖父母等と親子の3世代世帯」が27.8%となっています。



②保護者の就業状況

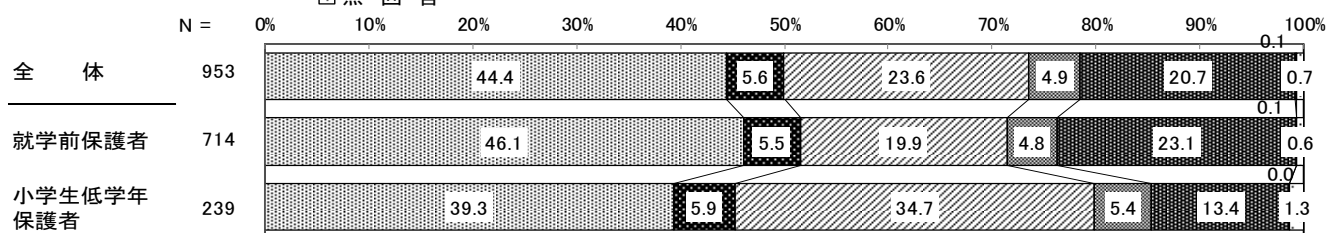
就学前児童・小学生の母親の就業状況は「正社員・正規職員・会社役員」が44.4%と多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が23.6%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が20.7%となっています。

小学5年生・中学2年生・高校生等の母親の就業状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が38.1%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が29.1%、「嘱託・契約社員・派遣職員」が10.0%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が9.4%となっています。父親は「正社員・正規職員・会社役員」が多くを占めており、父親・母親の就労状況から就学前児童・小学生、中高生保護者とも共働き世帯が約72%と多くなっています。

問12保護者の就労状況・母親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☒ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☒ 働いていない(専業主婦／主夫を含む)
☐ 無回答

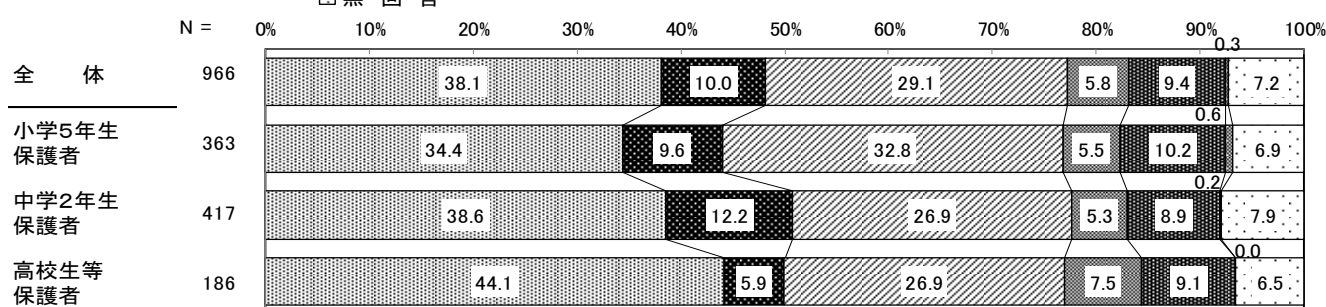
☒ 嘱託・契約社員・派遣職員
☒ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☒ わからない



問11保護者の就労状況・母親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☒ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☒ 働いていない(専業主婦／主夫を含む)
☐ 無回答

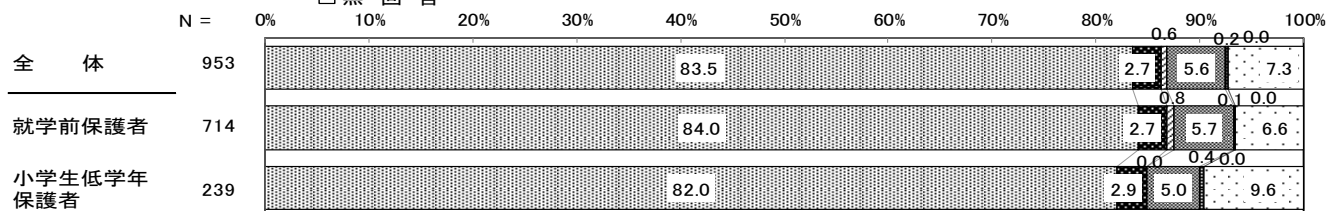
☒ 嘱託・契約社員・派遣職員
☒ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☒ わからない



問12保護者の就労状況・父親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☒ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☒ 働いていない(専業主婦／主夫を含む)
☐ 無回答

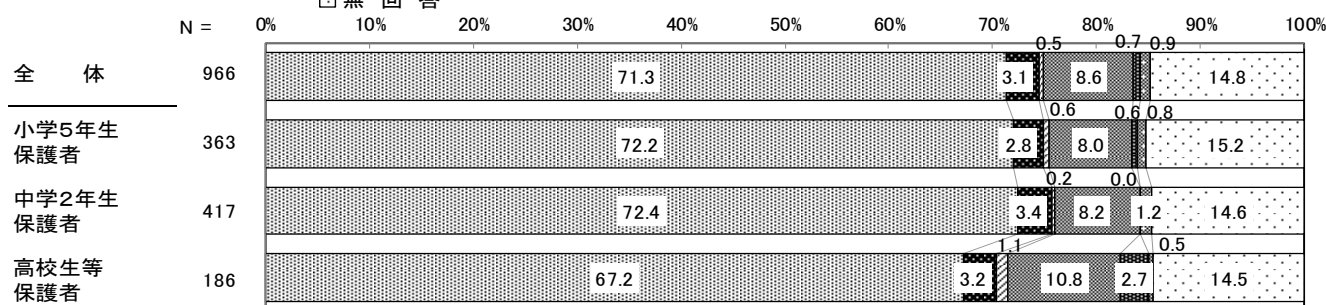
☒ 嘱託・契約社員・派遣職員
☒ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☒ わからない



問11保護者の就労状況・父親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☒ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☒ 働いていない(専業主婦／主夫を含む)
☐ 無回答

☒ 嘱託・契約社員・派遣職員
☒ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☒ わからない



	全体		共働き世帯		共働きでない世帯		その他の世帯	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
就学前・小学生低学年保護者	953	100.0	691	72.5	189	19.8	73	7.7
小学5年生・中学2年生・高校生等保護者	966	100.0	695	72.0	92	9.5	179	18.5

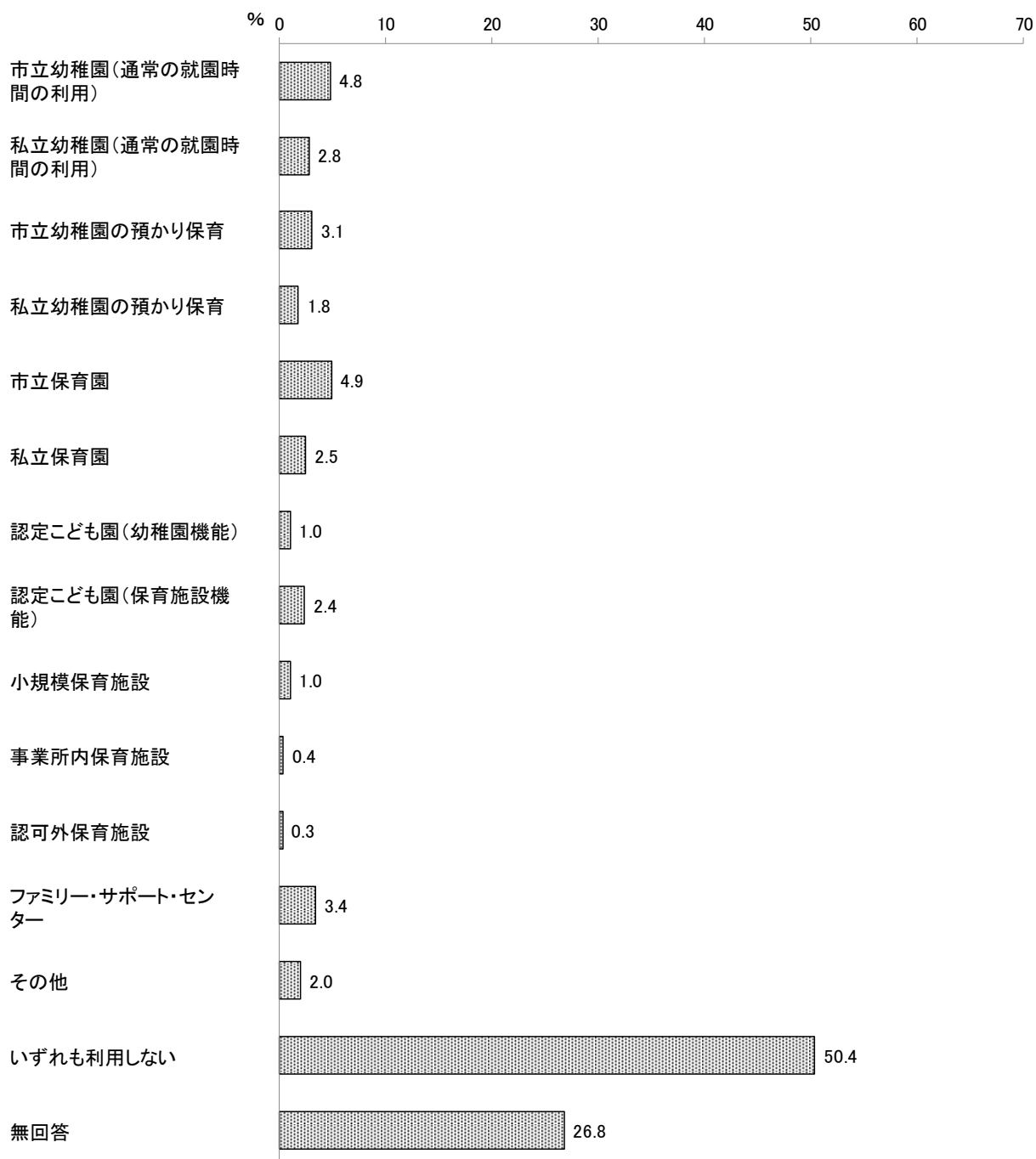
(2)定期的な教育・保育の利用(就学前児童保護者のみ)

①現在の利用状況

「市立保育園」が4.9%、「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が4.8%、「ファミリー・サポート・センター」が3.4%、「いずれも利用しない」が50.4%となっています。

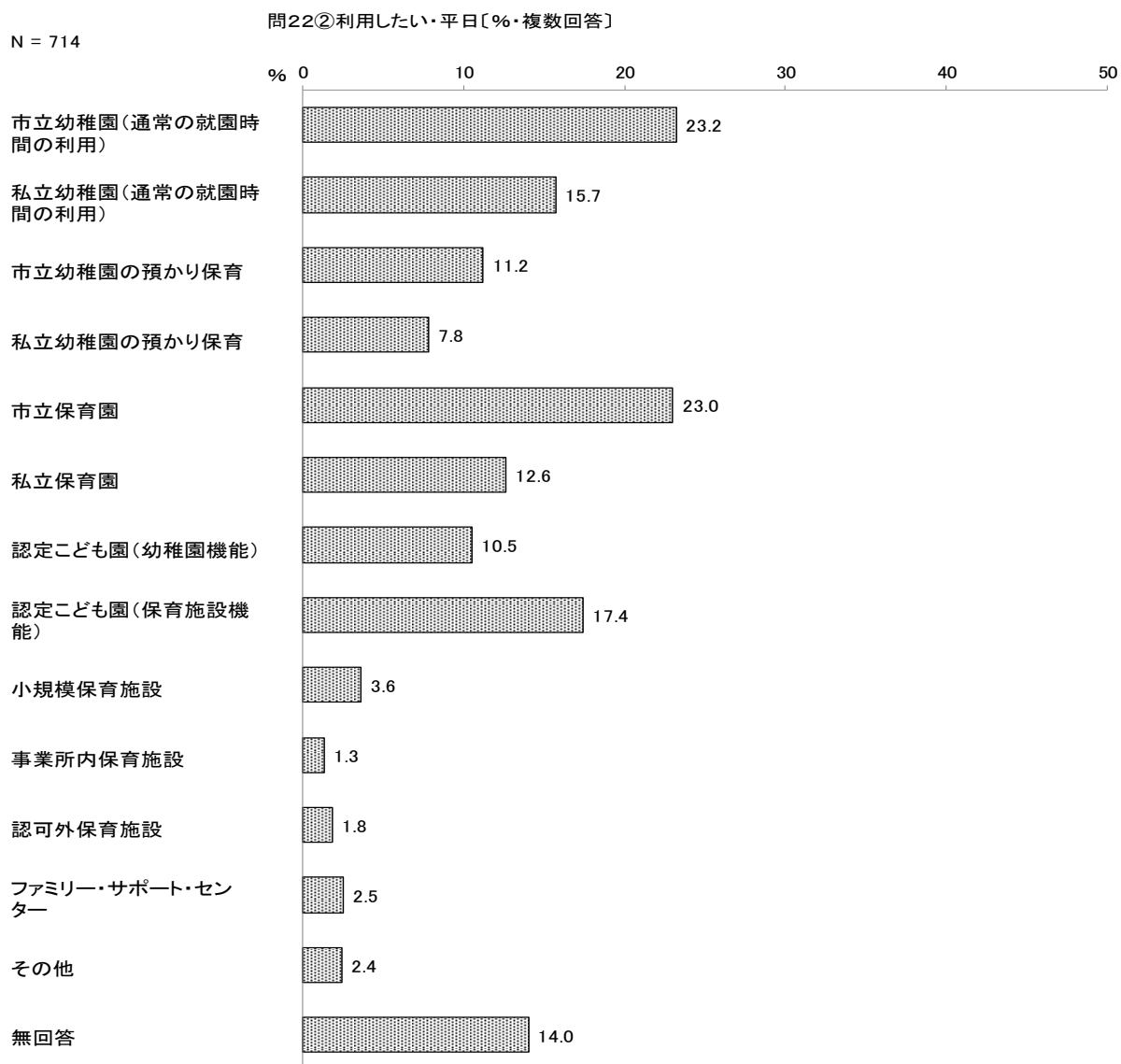
問22①現在の利用している〔%・複数回答〕

N = 714



②今後の利用希望

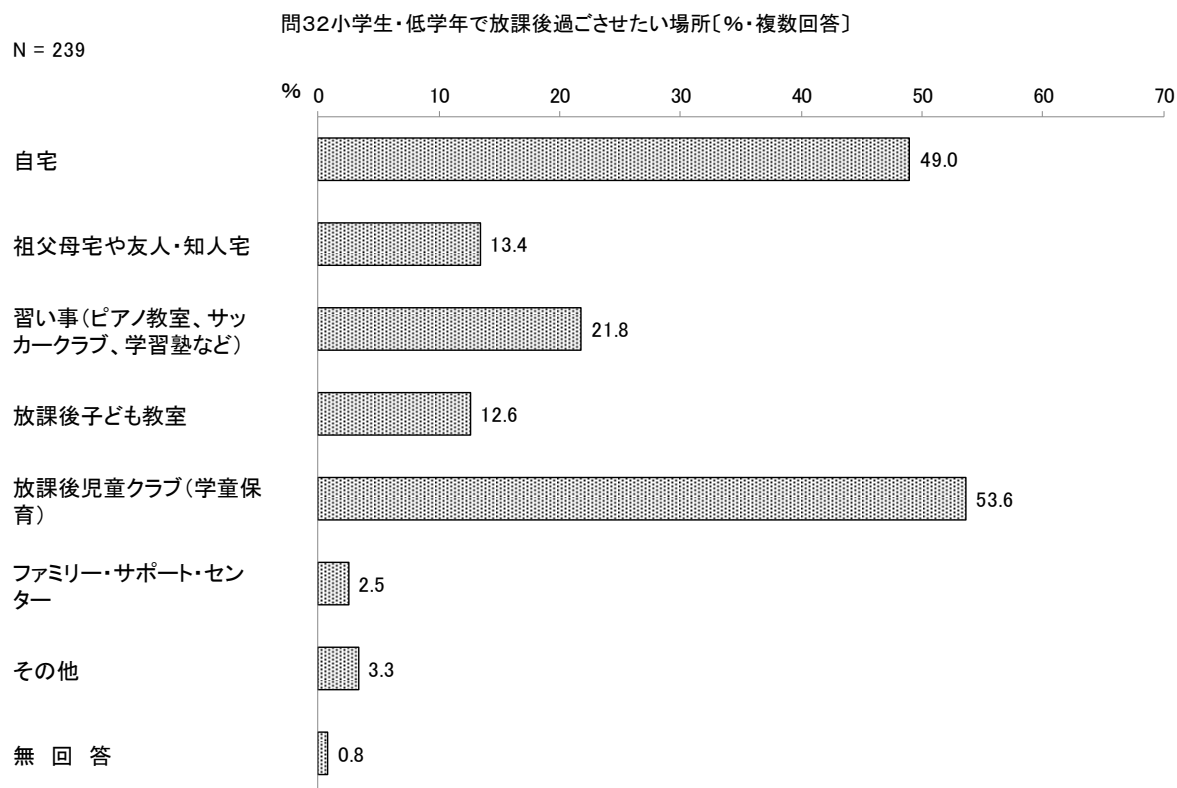
「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が23.2%、「市立保育園」が23.0%、「認定こども園（保育施設機能）」が17.4%、「私立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が15.7%などとなっています。



(3)放課後の過ごし方

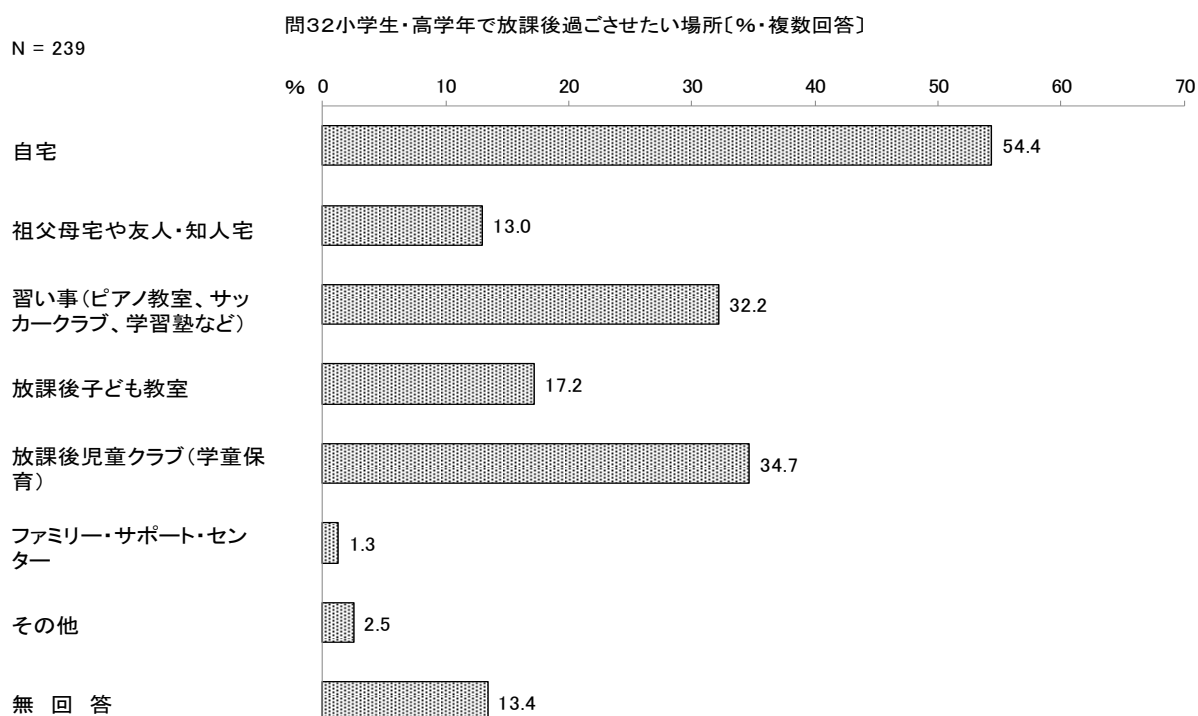
①低学年で過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」が53.6%、「自宅」が49.0%と多くなっています。



②高学年で過ごさせたい場所

「自宅」が54.4%と半数を超え、「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が32.2%、「放課後子ども教室」が17.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.0%である。



4. こども・子育てに関する課題の整理

こどもと子育て世帯を取り巻く課題について整理します。

(1) こどもと子育て家庭を取り巻く状況の変化

こども人口が減少傾向であり、こどものいる世帯も減少するなか、こどものいる世帯では親と子の2世代世帯の割合が上昇しています。また、共働きの子育て世帯が増えており、働きながら育児期を過ごす母親も増えています。ニーズ調査では就学前児童の母親は、育児休業中等を含め44.4%がフルタイムで就業しており、何らかの職に就いている割合は78.5%と、前回（「第2期子ども・子育て計画」策定のためのアンケート調査のこと。令和元年度に実施）と調査項目が異なるものの、働いている割合は前回調査より11.6ポイント増加しています。

核家族世帯が増えていること、こどもが幼少期のうちから共働きである世帯が増えていることから、こども施策には仕事と子育て双方の両立の視点が必要です。

また、父親・母親ともに子育てを担っている世帯が増えている一方、子育てに孤立を感じたり育児の負担感が増した際に、不安や悩みを気軽に相談できる人やこどもの預かりを頼める人がいない場合などもあり、子育て家庭のSOSに応えられる保育サービス等の取組、相談・情報提供など必要に応じてサポートする取組が必要となっています。

(2) 地域のつながりの希薄化

地域コミュニティのつながりは、地域住民の高齢化や過疎化、意識の変化、コロナ禍の影響などにより希薄化していますが、町内会・自治会や子育てひろばなど、多様な大人・こどもとの関わりはこどもの健全な成長に欠かせないものであり、子育て当事者の孤立感の解消にもつながります。また、様々な体験を通して得られる価値観の広がりには限定された人間関係で育むことは難しく、地域に集まり共に活動できる場や機会を作り、地域全体でこどもの成長を応援していくことが必要です。

(3) 地域安全に対する不安の増大

社会が複雑になり、こどもが被害にあう事件・事故が増加する中、こどもの安全を守るための取組みが求められています。

通学路の歩道の確保・街灯整備や交通安全対策、通学時の見守りや防犯活動など地域安全活動を実施していますが、地域の声を踏まえて歩道や街灯、防犯カメラの設置を促進するとともに、地域の協力を求めていきながら、地域安全活動を推進する必要性が高まっています。

(4) 支援が必要なこどもと子育て家庭への対応

家庭での児童虐待、学校でのいじめなどは、こどもの心身の健やかな成長を阻害する重大な問題であり、こどもの人権にかかわる深刻な問題です。また、障がい等でいきづらさを抱えているこども、様々な理由で生活困難な状態にある世帯など、支援を必要とするこども・子育て世帯の問題は多様化・複雑化しています。支援が必要なこども・子育て世帯を包括的に支援する体制を確保することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本とする視点

こども施策の推進にあたっては、以下の視点を基本とします。

基本視点1:こども・若者の最善の利益を図る

こども・若者は、保護者や地域の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していくものであり、生まれながらに権利の主体です。人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとって最善の利益を図ることを基本とします。

基本視点2:ライフステージに応じて切れ目なく支援する

状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われるように、地域の様々な主体が関わりながら切れ目なく支えることを基本とします。

基本視点3:安心安全な成育環境を整備する

こどもが安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会のある良好な成育環境を目指します。

基本視点4:対話・連携しながらともに推進する

こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、ともに施策を進めていくことを基本とします。また、庁内関係課と連携し、こどもに関わる様々な関係者と協同して社会全体で総合的にこどもと子育て家庭を支援することを基本とします。

2. 基本理念(案)

みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子

4つの基本視点を踏まえ、本市のこども施策の推進にあたっては、上記の基本理念を基調として、次の5つの基本目標を掲げます。

3. 基本目標

基本目標1:こどもの人権擁護とこどもが主役のまちづくり

こどもの権利、こどもまんなか社会について地域全体に啓発して理解を深めるとともに、こどもが意見を表明できる機会、大人や地域がこどもの意見を聞く機会の確保を図ります。

こどもの健やかな成長を支援するため、幼児教育の充実、豊かな心と健やかな身体の育成、確かな学力の向上など、生きる力を育むとともに、こどもの居場所や多様な体験ができる機会を地域に創出して家庭と地域での教育力の向上を図ります。

基本目標2:こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまちづくり

妊娠前や妊娠出産後の相談支援、乳幼児健診などでの健康や発育に関する相談支援を行い、出産前から子育て世帯に寄り添い支援する体制づくりを進め、親子の健康、成長を支えるとともに、こどもの成長段階にあわせた心身の健康支援を推進します。

基本目標3:子育てを応援するまちづくり

子育て支援サービスや保育サービスの推進、相談や情報提供を含めた子育て支援ネットワークの構築、経済的負担の軽減策など子育て家庭を支える施策を推進し、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進など子育てを理解し、応援する地域づくりに向けて取り組みます。

基本目標4:安心安全で快適に育ち、暮らすまちづくり

安全で快適な環境でこどもが育ち、子育てができるように、居住環境の向上、道路・公共施設等の整備促進を計画的に推進するとともに、こどもを交通事故、犯罪等の被害から守るための地域安全活動を推進します。

基本目標5:支援が必要なこども・子育て家庭を包括的に支援するまちづくり

いじめや不登校など問題を抱えるこどもの早期発見と支援の充実、児童虐待防止対策の充実、障がい児福祉施策の充実など、支援や関わりが必要なこども・家庭を包括的に支える体制づくりを推進します。

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
みんなで育てよう 笑顔がやく白河っ子 (案)	基本目標1 こどもの人権擁護と こどもが主役のまちづくり	① こどもの人権尊重の推進 ② 生きる力と豊かな心を育む教育の充実 ③ 多様な学びと居場所づくり ④ 家庭・地域の教育力の向上 ⑤ こども・若者の意見表明の機会の充実
	基本目標2 こどもと子育て家庭が 健やかに明るく暮らす まちづくり	① 親子の健康の確保 ② 養育支援と発達支援の推 ③ 食育の推進 ④ 思春期保健の推進 ⑤ 地域医療体制の充実
	基本目標3 子育てを応援する まちづくり	① 保育・子育て支援サービス等の充実 ② 相談支援 ③ 経済的支援の推進 ④ まちぐるみで子育てを応援する取組の推進
	基本目標4 安心安全で快適に育ち、暮らす まちづくり	① 住居環境の向上と快適なまちづくりの促進 ② 安全・安心のまちづくりの推進
	基本目標5 支援が必要なこども・子育て 家庭を包括的に支援する まちづくり	① ひとり親家庭の自立支援 ② 学校生活等課題を抱えるこどもの支援 ③ 児童虐待防止対策の推進 ④ 障がい児施策の充実 ⑤ こどもの貧困・生活困窮対策 ⑥ ひきこもり支援の推進 ⑦ ケアラー支援の推進 ⑧ 福祉まるごと相談窓口
	子ども・子育て支援事業計画 (第3期)	1. 基本方針 2. 教育・保育給付 3. 地域子ども・子育て支援事業 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育 の一体的提供等の推進
	こどもの貧困解消対策推進計画	1. 基本方針 2. 施策の展開 基本目標1 教育の支援 基本目標2 生活の支援 基本目標3 こどもの生活支援 基本目標4 関係機関が連携した包括的 支援体制の整備
	子ども・若者育成支援計画	1. 基本方針 2. 施策の展開 基本目標1 こども・若者の生きる力の育成 と社会へのつながりづくり 基本目標2 困難を有するこども・若者・ 家族の支援

第4章 基本施策の展開

基本目標1:こどもの人権擁護とこどもが主役のまちづくり

(1)こどもの人権尊重の推進

現状・課題

こどもの人権が守られ、心身の健やかな成長と安全が保障されるまちづくりが大切です。

施策の方向

こどもの人権等について、大人もこどもも含めて地域全体に啓発し、人権教育を推進します。こどもの人権尊重を基本に、こどもたちの意見を聞き、共生するまちづくりを推進します。

主な取組・事業

こどもの人権等に関する普及啓発の促進 (学校教育課)	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」をもとに、各学校での実践につながるよう指導します。各校で人権教室を実施したり、人権作文コンクールに応募する他、啓発資料の配付・活用を行います。
	学童期・思春期
人権教育の推進 (学校教育課)	道徳の時間において人権に関する指導を全小中学校で実施していますが、思いやりの意識などの低下に対応するために、人権擁護委員会の活動を各学校でも取り入れていきます。各校で「人権教室」などを実施するとともに、中学校では「人権作文コンクール」に積極的に応募するなど啓発を図ります。 市教委では人権尊重に関する資料や行事などの紹介を行います。
	学童期・思春期

(2)生きる力と豊かな心を育む教育の充実

現状・課題

「社会の変化に適切に対応し、自ら考え主体的な判断に基づいた行動や表現ができる児童生徒の育成」を目指し、児童生徒の生きる力を育み、たくましく豊かな人間の形成のための教育活動を推進しています。引き続き社会変化の大きい令和の時代を生きぬく力を養えるように教育環境の充実を図っていくことが重要です。

施策の方向

こどもたちが生きる力と豊かな人間性を伸ばし育つように、学校教育環境の充実を図るとともに、教育支援体制等の拡充に取り組みます。

主な取組・事業

①生きる力を育てる教育の推進

基礎学力向上推進事業 (学校教育課)	年3回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、研究収録を作成し、各校の足並みをそろえた取組を推進しています。市全体だけでなく、各学校の取組を個別に支援する体制を充実させることを目指します。
	学童期・思春期
国際理解教育の拡充 (学校教育課)	全小・中学校にALT(外国語指導助手)を配置しており、現在は6名体制で英語教育を推進しています。引き続き、小学校での英語活動への対応等を図りながら、英語教育の充実を図ります。
	学童期・思春期
情報教育の充実 (学校教育課)	児童生徒用のコンピュータの計画的な更新を実施するとともに、教師用コンピュータの整備を進め、情報教育の充実を図ります。 情報モラル教育の充実のための研修を積極的に進めます。
	学童期・思春期
多様な体験活動の推進 (学校教育課)	小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業を推進します。中学校では職業体験活動を行い、地域との関わりを持つ機会とします。
	学童期・思春期
こどもの体力・運動能力向上事業の推進 (学校教育課、こども育成課)	保育園、幼稚園、小・中学校において、コオーディネーショントレーニングを導入し、バランスよく体力・運動能力を高めるようにします。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
運動部活動の支援 (学校教育課)	地域人材として部活動指導員を配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の絶無に向けて服務倫理委員会等の取組を推進します。
	学校のニーズにより、配置人数を増やしていきます。 学童期・思春期

食育事業の推進 (こども支援課、健康増進課、こども育成課、学校教育課、健康給食推進室)	「早寝・早起き・朝ごはんの推進」を中心に、家庭への啓発と協力を求めています。 白河市食育推進計画に基づき、関係各課と連携し幼少期から食について自ら学ぶ機会の提供や若い世代への食育を推進します。 各校の食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を図り、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。具体的には、献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
口腔の健康管理 (こども支援課、学校教育課、こども育成課)	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め、実践につなげます。
	学童期・思春期

②豊かな心を育む教育の推進

キッズシアターの開催 (生涯学習スポーツ課)	キッズシアター(演劇教室)を開催し、演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操の育成を図ります。
	学童期・思春期
子どもの読書活動推進事業の実施 (図書館、こども育成課)	令和5年策定の「第三次白河市子ども読書活動推進計画」に基づいた図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成並びに配置を促進するほか、ブックスタート事業による図書の配布、更には、学校と連携を図りながら読書の推進に努めます。10代の図書館利用者に向けた図書館だより「SASUKENE」を発行し、図書館をより身近なものとして感じてもらうことで、読書活動を推進します。 読み聞かせ団体へ協力し、幼児から小学生への読み聞かせを通して読書活動を推進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
道徳教育の充実 (学校教育課)	各校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況について全校調査を継続して適切な評価のできる指導法の啓発に努めます。東北中学校の研究指定の成果を全校に拡げます。
	学童期・思春期
白河市歴史・文化再発見事業 (学校教育課)	小学1年生から中学3年生に、系統的、体験的に、自分が生まれ育った白河の歴史、文化を知る機会を増やし、ふるさとに誇りを持てるように、各小・中学校において、それぞれの地域及び白河の歴史、文化について学ぶ学習を実施します。
	学童期・思春期
図書館活動の推進 (図書館)	「おはなし会」等のこどもと本を結ぶ図書館行事や本の相談業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期

白河市歴史民俗資料館の活用 (文化財課)	歴史民俗資料館・小峰城歴史館において、企画展・特別企画展を開催し、あわせて図録・資料目録・報告書等を刊行することで、白河の歴史文化に関する学びや、文化財に接する機会を提供します。
	学童期・思春期／青年期

③教育支援体制の充実

生徒指導に関する学校支援 (学校教育課)	小中学校全 20 校に担当指導主事等が訪問し、生徒指導に関する協議を実施しています。小中学校全 20 校でスクールカウンセラーを活用したQUテストの研修会を実施します。
	学童期・思春期
スクールカウンセラー配置事業 (学校教育課)	小中学校全 20 校にスクールカウンセラーを配置し、コンサルテーション(相談、専門家の診断や鑑定を受けること。)の時間を工夫し、カウンセリングの結果を受けた対応を共有する機会を確保します。
	学童期・思春期
適応指導教室の開設 (学校教育課)	不登校児童生徒適応指導教室「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意欲を踏まえてさらに学校復帰が図られるようにします。
	学童期・思春期
特別支援教育支援員配置事業 (学校教育課)	特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校生活のサポートのための支援員(現在 51 人)を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的実施します。
	学童期・思春期
生徒指導体制の充実 (学校教育課)	生徒指導主事を中心に迅速な対応ができるように、「いじめ対策連携協力会議」(生徒指導協議会)等を通して取組の強化を図るとともに、学校訪問等の機会を通して各学校の生徒指導上の課題等について協議を行います。
	学童期・思春期
家庭児童相談事業 (こども支援課)	家庭児童相談室では、0～18 歳の児童を対象に知能、性格、言語、心身障がい、家庭環境など、こどもを取り巻く様々な課題について相談支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
【新規】 こども家庭センターの設置 (こども支援課)	令和 6 年 4 月から、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ関係機関との連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげていきます。
	学童・思春期

④教育環境の充実

学校図書館利活用推進事業の推進 (学校教育課)	全小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の有効活用を図り、こども達の読書環境の充実を図り、本に親しむこどもたちを増やします。
	学童期・思春期

学校経営の充実 (学校教育課)	保護者や地域の方々がより授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努めます。
	学童期・思春期
学校施設の有効活用 (学校教育課)	地域の要請に応じ、積極的に有効活用を図ります。
	学童期・思春期
学校運営協議会の活用 (学校教育課)	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営をより充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、学校評価が経営ビジョンに反映されるように取り組みます。
	学童期・思春期
学校施設の整備 (教育総務課)	安全で豊かな学校環境を提供するために、老朽校舎の改修など、学校施設の整備を計画的に適切に行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
教職員の資質の向上 (学校教育課)	白河一小、白河二小、白河三小、白河中央中、白河二中で研究公開を実施し、積極的に研修に取り組み、その成果を教員同士が共有できるようにして、資質向上を図ります。
	学童期・思春期
安全管理の推進 (学校教育課)	毎月の安全の日に安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し児童生徒の事故防止に努めます。
	学童期・思春期
施設の維持管理 (こども育成課)	幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、施設の維持管理に努めるとともに、設備の充実を図ります。 また、老朽化施設の解消に向け、適切な配置、統廃合(こども園化)を含めた改修を進めます。
	こどもの誕生前から幼児期
保育園・幼稚園・こども園と小学校の連携 (学校教育課、こども育成課)	教職員の交流に加え、「指導要録」や「保育要録」の記載事項での児童理解を深め連携を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期

⑤就学前教育の推進

私立幼稚園への振興助成 (こども育成課)	私立幼稚園の幼児教育の振興を図るため、市内の各幼稚園に対し助成金の支給を行います。
	こどもの誕生前から幼児期
3年保育の実施・充実 (こども育成課)	公立幼稚園8園、私立幼稚園5園全園で3年保育を実施しており、今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。
	こどもの誕生前から幼児期
教職員の資質の向上 (こども育成課)	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、毎月1回の現職教育を行い、園外研修についても積極的な参加を促進します。
	こどもの誕生前から幼児期

教育環境の充実 (こども育成課)	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるように、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。 また、3年ごとの定期点検を実施し、優先順位を決めて修繕を進めます。
	こどもの誕生前から幼児期
施設の整備 (こども育成課)	幼児教育の質的変化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めます。 施設の老朽化対策と幼稚園・保育園の統廃合を推進し、こども園化を図ります。 また、児童クラブの防犯対策を推進します。
	こどもの誕生前から幼児期

(3)多様な学びと居場所づくり

現状・課題

アンケート調査では、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加している小学5年生・中学2年生・高校生等の全体は73.5%と多く、放課後児童クラブの利用者も増加傾向となっています。

地域のこどもが減少して遊びを通じた仲間づくりや交流の機会が少なくなることは、こどもの社会性の発達と規範意識の醸成に影響することが考えられます。このため、地域にこどもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる機会や居場所を増やしていく必要があります。

施策の方向

こどもたちが放課後等に自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、教育・保育施設や学校、公民館、図書館等の施設の活用を促進し、体験活動、スポーツ活動、世代間交流など学びと体験機会の拡充を図ります。

主な取組・事業

①多様な学び・体験機会の拡充

公民館活動の推進 (中央公民館)	小学生や親子を対象とした教室を開催し、様々な体験を通して児童の健やかな心身の発達と子育て支援に向けて活動を展開します。 ■中央公民館 「子どもステップ教室」 ■表郷公民館 「わいわい子ども塾」 ■大信公民館 「わくわく少年クラブ」 ■東公民館 「東こども教室」
	学童期・思春期

屋内遊具施設の設置 (生涯学習スポーツ課、まちづくり推進課、こども支援課)	市内 2 か所にある遊び場の利用を促進し、親子のストレス解消とこどもの心身の健全育成を図ります。また、令和 9 年度開所予定の複合施設内にも屋内遊び場を設置し、これまで幼児期中心だった遊び場を小学生も利用できる施設とし、こどもたちの健康の増進及び健やかな心の発達を育みます。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
白河文化交流館コミネスの活用 (文化振興課)	次世代を担うこども達に継続的に芸術文化に触れる機会と感動の体験の機会を提供することで、こどもたちの表現力や創造力を養い、感受性豊かな成長を促すため、芸術文化の鑑賞機会や参加体験型事業の充実を図ります。 保育・教育活動のために施設を利用する場合は、文化活動支援のため使用料を免除します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
芸術文化活動の推進 (文化振興課)	こどもたちの表現力や創造力を養い、感受性豊かな成長を促すため、白河文化交流館コミネスを拠点に、芸術文化に関するワークショップやアウトリーチなど、芸術文化の鑑賞機会や参加体験型の事業を積極的に行い、小さい頃から気軽に芸術文化に触れ親しめる機会の拡充を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
歴史民俗資料館活動の推進 (文化財課)	歴史民俗資料館は白河地方の通史を詳しく学べる施設を、小峰城歴史館は史跡小峰城跡について学べるほか、特別企画展を行うなど、白河に関するテーマを絞った展示など実際の文化財に間近に接する機会を提供するとともに、模型や映像をまじえて地域の歴史文化について分かりやすく学ぶ施設として引き続き運営し、文化財や収蔵資料等の活用・PRを行っていきます。
	学童期・思春期／青年期
自然の大切さを学ぶ機会の創出 (農林整備課)	こどもたちが豊かな自然(森林)や木材に触れ合い森林や木材の大切さを認識する機会を創出するため、木工教室や森林環境パネル展等で構成する「子ども自然体験フェスティバル」を開催します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
学校施設の開放 (教育総務課)	スポーツの振興と地域行事への活用のため、学校施設開放事業を実施します。市立学校 20 校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で開放します。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の見直しを図ります。
	学童期・思春期
スポーツ教室の開催 (生涯学習スポーツ課)	各種スポーツ教室に加え、幼児・児童を対象としたスポーツ教室を企画し、幼児期から身体を動かしスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツを通して親子の触れあいが図られる等の内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とします。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
スポーツ少年団活動への支援 (生涯学習スポーツ課)	スポーツ少年団は、スポーツ活動を中心に奉仕活動や文化活動を通して、心身の健全な育成が図られることから、白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し、必要な支援を行います。

	学童期・思春期
「市民共学」出前講座の活用 (生涯学習スポーツ課)	登録会員が講師等として依頼のあった学校や団体等を訪問し、出前講座を開催するなど推進を図ります。「市民共学」出前講座の活用を促進するため、各種会議等で講座のPRを行い、実施件数の増加に努めます。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
青少年育成関係団体への支援 (生涯学習スポーツ課)	ボーイスカウト福島連盟白河第1団の活動に対して支援を行います。
	学童期・思春期
総合型地域スポーツクラブの支援 (生涯学習スポーツ課)	地域住民の主体的な参加を通じてクラブ運営が行われており、地域住民の連携・協働を促し、クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に支援を行います。
	学童期・思春期／青年期

②居場所づくり

複合施設の整備 (関係各課)	市民会館跡地に「みんなの笑顔がつながるほっとスペース」をコンセプトとする複合施設を令和9年度の完成を目指して整備します。複合施設には、「生きがいづくり」「子育て支援」「交流」「官民連携」といった賑わいに資する機能を配置します。
	こどもの誕生から幼児期/学童・思春期/青年期
放課後子ども教室推進事業 (こども育成課)	小学校15校中4校で実施しており、今後も余裕教室等の活用、活動指導員の確保について検討し、実施する学校を増やしていきます。
	学童期・思春期
こどもの居場所づくり支援事業 (こども支援課)	様々な支援を必要とするこどもたちのために、地域での居場所(こども食堂)をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行います。
	学童期・思春期

(4)家庭・地域の教育力の向上

現状・課題

核家族化、少子化の進行と地域のつながりの希薄化等により、こどもや子育て家庭と知り合ったり、声かけあったりする機会が少なくなり、家庭と地域の教育力の低下が指摘されています。家庭の子育て力を育てていくための家庭教育の充実と地域がこども・子育て家庭のことを理解する機会を作っていくことが必要です。

施策の方向

こどもを地域全体で育てる観点から、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域での交流活動をきっかけに、学校、家庭及び地域が相互に連携して家庭と地域の教育力の向上を図ります。

主な取組・事業

①家庭教育の推進

家庭教育学級の開催 (生涯学習スポーツ課)	人間性豊かなこどもを育てる基盤となる家庭教育の充実に向けて、家庭教育学級を継続して実施します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
ブックスタート事業 (図書館)	1歳児健診時に、絵本の読み聞かせと配付を実施し、保護者が絵本を通してこどもとのコミュニケーションを育む機会を提供します。 こどもの発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進するため、こどもと本を結ぶ図書館行事や本に関する相談業務を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
コミュニティ活動への支援 (生涯学習スポーツ課)	コミュニティ活動を支援するために、「市民共学」出前講座の活用を促進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
子育て家庭フォローアップ事業 (文化振興課)	白河文化交流館コミネスを拠点に、舞台芸術作品の公演と子育て支援関係の事業をタイアップさせ、妊婦や育児をしている母親への心身のフォローアップを図ります。 妊婦やこどもを対象としたマタニティコンサートにあわせて、子育て相談会を実施します。
	こどもの誕生前から幼児期
子育て支援・地域活動事業 (こども育成課)	市内の認可保育園 12 園で毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。
	こどもの誕生前から幼児期

②青少年健全育成支援活動の推進

子ども会育成支援事業 (生涯学習スポーツ課)	「福島県子ども会安全会」の保険加入手続きや青少年育成関係事業の情報提供を行うなどの支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
青少年健全育成市民会議への支援 (生涯学習スポーツ課)	白河市青少年健全育成推進大会を開催します。また、健全育成協賛金の募金活動やスポーツ活動などを行う白河市青少年育成市民会議への必要な支援を行います。
	学童期・思春期
白河市少年センター事業 (生涯学習スポーツ課)	少年補導員が地域の実情を踏まえた補導活動や育成環境の浄化活動等を行うほか、関係機関と連携しながら、青少年の非行防止と健全な育成を図ります。
	学童期・思春期
白河市少年補導員連絡協議会への支援 (生涯学習スポーツ課)	市主催の少年補導員研修会を開催するほか、警察署と合同で補導活動などの活動支援に努めます。
	学童期・思春期

(5)こども・若者の意見表明の機会の充実

現状・課題

アンケート調査で「市役所がこどもたちの意見を聞く機会があれば利用したいか」と質問したところ、利用したいと回答したのは小学5年生・中学2年生・高校生等全体で65.5%と多く、18～39歳の市民では39.9%となっています。こどもの声をいかしたまちづくりを推進するため、企画や意見の発表の場を提供できる環境づくりが必要です。

施策の方向

こども・若者の意見や要望を反映できるように、企画や意見を表明できる環境づくりに取り組めます。

主な取組・事業

①こどもの声を生かしたまちづくりの推進

こどもの声を生かしたまちづくりの推進 (関係各課)	まちづくりにこどもの意見や要望を反映できるように、企画や意見の発表の場を提供できるよう環境づくりに努めます。
	学童期・思春期／青年期

基本目標2:こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまちづくり

(1)親子の健康の確保

現状・課題

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて親子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問などの健診、訪問指導、保健指導等の切れ目ない支援体制を充実していくことが重要です。

施策の方向

こどもが心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して子育てができるように、こどもの発育・成長段階に応じ、妊娠期から乳幼児期に寄り添い支援する体制の充実を図ります。

主な取組・事業

①母子保健の推進

母子健康手帳の交付 (こども支援課)	妊娠、出産、こどもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳をこども支援課窓口で交付します。交付時に母子健康手帳の使い方の説明、市保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦健康診査受診票の使い方の説明、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行います。
	こどもの誕生前から幼児期
父子健康手帳の交付 (こども支援課)	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本やこどものこころと体の発達等が記載されている『イクメンビギナー必携ノート』を第1子の父親に対して、母子健康手帳とあわせて交付します。
	こどもの誕生前から幼児期
妊産婦健康診査 (こども支援課)	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後1回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用を助成します。
	こどもの誕生前から幼児期
新生児聴覚検査 (こども支援課)	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (こども支援課)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。
	こどもの誕生前から乳児期

乳幼児健康診査 (こども支援課)	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見、治療のために、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行います。 事後対策としては、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。
	こどもの誕生前から幼児期
乳幼児家庭訪問 (こども支援課)	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。 乳幼児健診の未受診児の親等に対して親等へ健診の必要性について理解を促し、受診を勧めます。
	こどもの誕生前から幼児期
予防接種事業 (健康増進課)	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(中学三年生)の予防接種の費用を助成します。 妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成します。 感染症の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
口腔の健康管理 (こども支援課)	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。
	こどもの誕生前から幼児期
母と子の健康づくり行事 予定表の作成 (こども支援課)	市民にわかりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した母と子の健康づくり行事予定表を作成し、配布します。
	こどもの誕生前から幼児期
不妊治療費助成事業 (こども支援課)	不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。
	青年期

(2)養育支援と発達支援の推進

現状・課題

妊娠期・出産前後は不安が大きい上に、妊産婦の中には住まいと実家の距離、親子間・家族間の関係等、様々な事情で親や家族を頼れない人もいます。妊娠・出産・子育てを家庭のみに任せるのではなく、様々な関係機関が連携した支援が必要です。また、発育や育児での支援についても成長段階に応じた切れ目ない支援が重要となっています。

施策の方向

妊産婦及び妊産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごと等を軽減するための切れ目ない連携・支援の充実を図るため、産後ケア事業の提供体制の確保と養育者の心身の健康支援を推進するとともに、乳幼児健診や保健指導・相談等と連携して、発育・発達支援体制の充実を図ります。

主な取組・事業

①養育・育児支援の推進

養育支援訪問事業 (こども支援課)	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後、引き続き養育支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行います。
	こどもの誕生前から幼児期
産後ケア事業 (こども支援課)	若年妊婦や生活体験の未熟等により育児に知識や技術が不足している産婦に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア)を提供することにより、自信を持って育児が行えるように支援し、子供が産み育てられる環境づくりの一助とします。
	こどもの誕生前から幼児期
育児支援事業 (こども支援課)	育児に関する情報提供や教室を開催し、母親同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援します。
	こどもの誕生前から幼児期
子育てサロン推進事業 (こども支援課)	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。
	こどもの誕生前から幼児期
子育てスキルアップ事業 (こども支援課)	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため母子手帳交付時や妊婦・乳幼児健診時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講演会を実施します。
	保育環境や保育の実際、気になる子の関わり方について医師より助言をいただく訪問型研修を行います。
	こどもの誕生前から幼児期

②発育・発達支援の充実

発達支援事業 (こども支援課)	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師による発達相談会、保育園・幼稚園の巡回相談を実施します。
	こどもの誕生前から幼児期
白河っ子応援事業 (こども支援課、こども育成課)	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。
	こどもの誕生前から幼児期

(3)食育の推進

現状・課題

アンケート調査では、朝食を「毎日食べる」と回答したのは小学5年生・中学2年生・高校生等全体で約70%、週の数日は欠食がみられたり、高校生等だけを見るとは「毎日食べる」が60%弱になっています。食生活が乱れると心と身体の健康問題につながることもあり、将来の生活にも影響を及ぼす場合があります。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図れるように、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進める必要があります。

施策の方向

食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を早期から身につけて食を通じて心身ともに健康なこどもを育成するため、地域の協力を得ながら食育のための各種事業を推進します。

主な取組・事業

保育園給食の充実 (こども育成課)	入園児童の健全な発育と食の習慣、知識を学ぶ食育の教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図ります。入園児童が楽しく食事をとれるよう献立を工夫し、食育指導も積極的に行います。 園児を対象とした食育指導や食生活アンケートを基にしたお便りの作成により、今後も食育事業を継続していきます。
	こどもの誕生前から幼児期
学校給食の充実 (健康給食推進室)	適切な栄養の摂取による健康の保持増進と体位の向上、生涯を通じて健康な生活を送るために、こどもの頃から体によい食べ物を選べる力を育て、食事について正しい理解と望ましい食習慣を養えるようにします。 栄養バランスのとれた多彩な給食を提供する。 ・食育メニューや行事食、郷土食等を取り入れた給食 ・地場産物を活用した給食
	学童期・思春期

食育指導 (こども育成課)	幼稚園、保育園を訪問し、正しい栄養の摂り方、望ましい生活習慣等が身につくよう支援します。
	こどもの誕生前から幼児期
食育事業の推進【再掲】 (こども支援課、健康増進課、こども育成課、学校教育課、健康給食推進室)	「早寝・早起き・朝ごはんの推進」を中心に、家庭への啓発と協力を求めています。 白河市食育推進計画に基づき、関係各課と連携し幼少期から食について自ら学ぶ機会の提供や若い世代への食育を推進します。 各校の食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を図り、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。具体的には、献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

(4)思春期保健の推進

現状・課題

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、こどもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら自立していく時期です。その成長過程においては悩みや不安などで精神的に不安定になることや問題行動に結びつくこともあり、適切な対応が必要です。アンケート調査では、「勉強」や「友達関係」等の悩みや心配事を持っている児童生徒がみられ、相談できる人がいる児童生徒が大半となっていますが、「だれにも相談できない、相談したくない」が8%程度みられます。こどもの年齢が上がるとともに悩みや心配事も変わることが考えられ、思春期における心身の健康について正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要です。

施策の方向

思春期のこどもに対して、心身の健康、性についての正しい知識の普及を図るとともに、自分の心身を大事にし、困ったことなどは相談するなど支援に関する情報提供を行います。

主な取組・事業

心の健康に関する情報提供・知識の普及 (学校教育課)	各学校において心の健康づくりを一層推進していくために、校長会等において「SOSの出し方に関する教育」をはじめ、心の健康づくりに関する資料や情報を提供し、意識化を図ります。 「SOSの出し方に関する教育」は各校の教育課程に少なくとも1回は位置づけして実施します。
	学童期・思春期

ピアカウンセリングの実施 (学校教育課)	先行的に取り組んでいる学校の事例を小中学校に広め、各学校で実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会や校長会や教頭会など各種研修会を啓発の機会として活かします。 (※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話し合うことです。「障がいについては障がい者こそが専門家」という考えのもとに平等かつ対等に話し合います。)
	学童期・思春期
「性に関する指導」の充実 (学校教育課)	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、発達段階に応じた指導を工夫し、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養います。
	学童期・思春期
たばこが健康に及ぼす影響についての教育の推進 (学校教育課)	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、たばこの煙や受動喫煙が健康に害を及ぼすことへの指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。
	学童期・思春期
アルコールが健康に及ぼす影響についての教育の推進 (学校教育課)	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、過度に摂取したアルコールが心身の健康に害を及ぼすことへの指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。
	学童期・思春期
薬物乱用防止教育の推進 (学校教育課)	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことへの指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。
	学童期・思春期

(5)地域医療体制の充実

現状・課題

周産期・小児医療体制の整備は、安心してこどもを生み、育てるために必要な環境づくりの基盤となるものであることから、その充実を図ることが必要です。

施策の方向

関係機関との連携のもと、当番医や救急医療体制、相談先等の周知を図るとともに、地域医療体制の充実を図ります。

主な取組・事業

地域医療体制の整備 (健康増進課)	地域医療に関する講演会や啓発事業を実施するとともに、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会と連携を図り、医師の確保に努め、安定的・持続的な地域医療体制の整備のため、地域における啓発事業を実施します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
救急医療の充実 (健康増進課)	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

当番医等の情報提供 (健康増進課)	当番医の周知等の情報発信を年間予定表や広報紙、ホームページ等で行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

基本目標3:子育てを応援するまちづくり

(1)保育・子育て支援サービス等の充実

現状・課題

アンケート調査では、就学前児童保護者の定期的な教育・保育の今後の利用希望（平日）は「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が23.2%、「市立保育園」が23.0%、「認定こども園（保育施設機能）」が17.4%、「私立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が15.7%となっています。共働きの子育て家庭が増えており、就学前の早期から就学後まで保育サービスの利用意向がみられ、子育て家庭の状況やニーズを踏まえた教育・保育施設、子育て支援サービスの提供が重要となっています。

施策の方向

利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえて、教育・保育施設や地域のこども・子育て支援サービス等の充実を図ります。

主な取組・事業

①教育・保育サービスの充実

通常保育事業 (こども育成課、民間事業者等)	保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもが成長できる環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期
延長保育事業 (こども育成課、民間事業者等)	保護者の労働時間の多様化に対応するため、今後も事業を継続し、拡大について検討します。
	こどもの誕生前から幼児期
待機児童の解消 (こども育成課)	待機児童を解消するため、必要に即した保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。
	こどもの誕生前から幼児期
乳児保育の実施 (こども育成課、民間事業者等)	生後6か月から入園できる乳児保育を継続していきます。
	こどもの誕生前から幼児期
保育の質の向上 (こども育成課、民間事業者等)	適切にこどもの成長を支援するため、職員に対する研修等を開催し、保育の質の向上を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期

②地域における子育て支援サービスの充実

ファミリー・サポート・センター事業 (こども支援課)	子育てを手伝って欲しい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援します。
	こどもの誕生前から幼児期
放課後児童健全育成事業 (こども育成課)	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努めます。また、対象年齢の拡大に伴い、受け入れ施設の改修を検討します。
	学童期・思春期
病児保育 (こども育成課)	病気を患い保育所、幼稚園等で保育することが困難な児童を一時的に保育しています。今後は、関係市町村にも利用促進を働きかけていきます。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
一時預かり保育事業 (こども育成課、こども支援課)	現在公立1園私立3園の保育園で一時預かり保育事業を実施しています。今後は、通常保育の児童と同様の保育時間の実現、土曜日も平日と同様の保育時間での事業実施により、保護者の緊急な保育の要望に対応できるように努めます。
	保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば(地域子育て支援拠点事業)でも保護者の私用等に伴う、短時間の一時預かりを行います。
	令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センターで一時預かり保育を実施する予定です。
	こどもの誕生前から幼児期
幼稚園預かり保育事業 (こども育成課)	保護者の希望に応じて通常の保育時間外に、こどもを引き続き預かる「預かり保育事業」を実施しています。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期
地域子育て支援拠点事業 (こども支援課、民間事業者)	乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行います。
	こどもの誕生前から幼児期
子育て支援・地域活動事業【再掲】 (こども育成課)	市内の認可保育園12園は、毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。
	こどもの誕生前から幼児期
ホームスタート事業 (こども支援課)	未就学児を持つ引きこもりがちな親を対象に、地域の子育て経験者が定期的に家庭を訪問し、地域社会との関わりを手助けすることで、孤立化や児童虐待の未然防止につなげる活動を支援します。
	こどもの誕生前から幼児期
子育て短期支援事業 (こども支援課)	保護者が疾病、仕事その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期

(2)相談支援

現状・課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が子育てについて相談できる人・頼れる人がいない「孤育ての状態」になり、心理的負担感や不安が増大していることが指摘されています。すべての子育て家庭を支援するため、地域における相談や子育て支援サービスを充実し、地域の様々な主体の関わりが期待されています。

施策の方向

次代を担う子どもたちが地域の中で健やかに育つことができるよう、子育て家庭に寄り添い支える体制を確保し、子育て支援ネットワークを活用した支援活動の充実を図ります。

主な取組・事業

①寄り添い支える支援体制の充実

白河っ子応援事業 (こども支援課、こども育成課)	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。
	こどもの誕生前から幼児期
白河っ子応援センター 「ぽっかぽか」 (こども支援課)	妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供します。また、窓口には専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期
白河っ子家事・育児サポート事業 (こども支援課)	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
家庭児童相談事業 (こども支援課)	家庭児童相談室では、0～18歳の児童を対象に知能、性格、言語、心身障がい、家庭環境など、こどもを取り巻く様々な課題についての相談支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
【新規・再掲】 こども家庭センターの設置 (こども支援課)	令和6年4月から、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ関係機関との連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげていきます。
	学童・思春期

②子育て支援ネットワークづくり

子育て支援のネットワーク (こども支援課、民間事業者等)	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部所との連携強化を図るとともに、NPO、民間事業者及び様々な地域活動団体と協働し、官民の枠を越えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進します。
	こどもの誕生前から幼児期
育児支援事業 (こども支援課)	育児に関する情報提供や教室を開催し、保護者同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、保護者が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援します。
	こどもの誕生前から幼児期
子育てサロン推進事業 (こども支援課)	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。
	こどもの誕生前から幼児期

(3)経済的支援の推進

現状・課題

アンケート調査では、子育て家庭の理想のこども数と実際のこどもの数に差異がみられ、その理由として49.0%が「子育てや教育にお金がかかる」、41.2%が「金銭的に不可能」と回答していることから、経済的な負担感が大きいことが伺えます。このため、経済的支援策を充実させ、子育ての負担感の軽減に努めることが必要です。

施策の方向

こどもを持ちたいという親の希望を十分になえられるように、子育て家庭に対する経済的支援策の充実を図ります。

主な取組・事業

保育料の無償化 (こども育成課)	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するおも及び0～2歳までの住民税非課税世帯のこども利用料を無償化します。
	こどもの誕生前から児期
児童手当の支給 (こども支援課)	次代を担うこどもの健やかな成長を支援するため、高校終了までのこどもを養育している者に手当を支給します。
こども医療費助成事業 (こども支援課)	児童の健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期

白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業 (こども支援課)	子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3万円分のクーポン券を1歳児から3歳児の保護者に交付し、安心して子育てができる環境を整備します。
	こどもの誕生前から幼児期
小学校入学祝金支給事業 (こども支援課)	児童の成長段階における保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、小学校入学時にこども1人当たり5万円の入学祝金を支給します。
	学童期・思春期
白河っ子出産・子育て応援ギフト支給事業 (こども支援課)	妊娠時から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図り、さらに妊娠及び出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、給付金を支給します。
	こどもの誕生前から幼児期
就学援助事業 (学校教育課)	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等の就学援助費を支給します。
	学童期・思春期
奨学資金貸与事業 入学一時金貸与事業 (教育総務課)	人材育成に向けた教育の機会均等を確保する観点から、就学の意思と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な生徒や学生等に対して、引き続き就学支援を行います。 返還一部免除制度を拡充しており、将来的に本市に定住し、活躍する人材の育成を図っていきます。加えて、制度の利用促進を図るため、学校訪問等による情報発信を強化します。
	学童期・思春期
多子世帯給食費負担軽減事業 (健康給食推進室)	子育てしやすい環境を充実させるため、18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の児童生徒を対象に学校給食費を全額助成し、多子世帯における経済的な負担軽減を図ります。
	学童期・思春期

(4)まちぐるみで子育てを応援する取組の推進

現状・課題

アンケート調査では、就学前児童・小学生保護者は職場について67.9%が「子育て中の職員に職場・上司の理解がある」、55.6%が「休暇がとりやすい」と回答している一方で、34.9%が「(子育てが)仕事の継続・キャリアの障害になっていると思う」と回答しています。職場での子育てや仕事と子育ての両立について理解が進んでいる中、さらに地域全体で理解を深め、子育てを応援する地域づくりを進めていくことが重要です。

施策の方向

仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい職場環境づくりについて地域や事業所に啓発するとともに、家庭、学校、職場、地域における性別に偏りのない本質的平等の推進に努めます。

主な取組・事業

①仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進

性別役割分担意識の見直し (生涯学習スポーツ課)	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会への参加を促進し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進め、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行っていきます。
	学童期・思春期／青年期
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進 (生涯学習スポーツ課、商工課)	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、広報誌等を通じて企業・事業主等への啓発に継続して努めるとともに、市民に対する広報を行います。
	青年期
国、県及び関係団体(農業団体、商工団体等)との連携 (商工課、関係各課)	多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。また、女性のための起業セミナーを開催し、起業家支援に取り組みます。
	青年期
一般事業主行動計画策定の促進 (商工課、総務課)	次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。
	青年期
育児支援事業 (商工課)	男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付します。
	青年期

②子育てに関する意識の啓発と家庭・地域での男女共同参画の推進

家庭生活での男女の相互協力の促進 (生涯学習スポーツ課)	出前講座のカリキュラムの充実を図り、家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を図ります。
	青年期
子育てに関する意識啓発 (こども支援課)	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。
	青年期
家庭における男女平等教育の推進 (生涯学習スポーツ課)	家庭における男女平等教育の充実を図り、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。
	青年期
学校における男女平等教育の推進 (学校教育課)	「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で実施し、自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、今後も指導に力を入れます。
	学童期・思春期
地域における男女平等教育の推進 (生涯学習スポーツ課)	出前講座等を通して、広く市民に地域における男女平等(男女共同参画)について周知を図ります。
	青年期

基本目標4:安心安全で快適に育ち、暮らすまちづくり

(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進

現状・課題

こども・子育て世代が活動しやすく安心して住めるまちづくりとして、公園や道路の整備を進めるとともに、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい公共施設の整備など、バリアフリーの視点に立った人にやさしいまちづくりが求められています。

施策の方向

優良な市街地の整備を推進するとともに、良好な宅地の供給に努め、既設市営住宅の維持保全・改善や空き家利活用支援など充実した住宅のストックに努めます。また、安全で安心して遊ぶことのできる公園やバリアフリーの視点に立った公共施設、道路交通環境の整備に努めます。

主な取組・事業

①居住環境の充実

市街地の整備 (都市計画課)	優良な市街地の形成のため、都市計画の視点から安心して暮らしやすいまちづくりを推進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
宅地開発の誘導 (都市計画課)	優良な市街地の形成のため、都市計画の視点から適正な宅地開発の誘導を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
公営住宅の整備 (建築住宅課)	安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、第2次白河市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の修繕、改修等を実施します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
白河暮らし空き家改修等 支援事業 (企画政策課)	市内の空き家を有効活用し、移住・定住を促進するため、新婚世帯や子育て世帯等を対象に、空き家の改修費及び清掃費の一部を補助します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
子育て世代への家賃補助 (まちづくり推進課、都市 計画課)	市外から転入した白河市中心市街地活性化基本計画区域内の民間賃貸住宅に入居する子育て世代に対し、家賃の一部を補助することにより、子育て世代の負担軽減を図るとともに、中心市街地への定着を促進し、活力あるまちづくりを図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

人にやさしいまちづくりの推進 (関係各課)	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
居住環境の整備 (都市計画課、道路河川課、建築住宅課)	優良な市街地の形成のため、都市計画の視点から適正な居住環境の整備を図ります。 良質な居住環境の確保のため、狭あい道路における後退用地の協議や住民同意に基づく建築協定などにより、秩序ある建築行為の促進を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
公園の整備充実 (都市計画課、関係各課)	こどもたちの日常的な遊び場として魅力ある公園の整備や、城山公園及び南湖公園などの史跡を活かした公園の充実を図ります。また、公園施設の長寿命化計画への取り組みを行い、日常的に安心して利用できる公園づくりを目指し、公園施設の適切な維持管理を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
公園緑地の保全 (都市計画課)	こどもたちが日常的に集う公園緑地を良好な状態に保つためには、ボランティアや市民の協力も必要です。そこで、新たなボランティアや市民支援団体の発掘と育成に取り組めます。また、こどもたちの安全な遊び場や学びの空間となる公園緑地の適切な維持管理を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
歴史と自然を活かした魅力ある景観形成 (都市計画課)	条例や景観計画、景観形成ガイドラインに基づき適切な景観規制誘導を図ります。歴史的風致形成建造物を良好な状況で保存・活用し、住環境の向上と快適なまちづくりを促進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

②安全で快適に活動できる道路や施設等の整備促進

公共施設等のバリアフリー化の推進 (建築住宅課)	公共施設建設・改修などにおいて、快適かつ安全な利用や移動を確保するため、公共施設建設・改修などにおいてバリアフリー化を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
生活道路の整備 (道路河川課)	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
歩行者用道路の整備 (道路河川課)	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のため整備を継続します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

(2)安全・安心のまちづくりの推進

現状・課題

交通事故が後を絶たない中、歩行者・自転車・自動車等がそれぞれに交通安全の取組みを継続して進めていく必要があります。また、核家族化の進行に伴い、高齢者世帯や日中留守の家庭が増加し、地域全体の防犯体制の確保が不十分になる恐れがあることから、地域の防犯組織の育成と市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要があります。

施策の方向

地域の安全を守るため、交通安全や防犯に関する意識を啓発するとともに、交通安全対策と地域安全活動を継続して推進し、地域ぐるみで子どもたちを事故や犯罪から守る取組みを推進します。

①交通安全対策の推進

交通安全施設の整備 (道路河川課、生活防災課)	地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
総合交通安全対策の充実 (生活防災課)	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
交通安全意識の啓発 (生活防災課)	市内小学生に対する交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 交通安全鼓笛パレードは各学校で実施するため、職員や広報車両の派遣など、必要な支援を行います。
	学童期・思春期
交通安全の推進 (生活防災課、学校教育課、こども育成課)	今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を全小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくれます。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
教員の指導力の向上等 (学校教育課)	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。 見守り隊、交通安全指導員とともに交通安全に関する指導の機会に参加をします。
	学童期・思春期
チャイルドシートの正しい 使用の徹底 (生活防災課、こども育成課)	チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開します。各運動及び6月のシートベルト着用強化月間にHPや防災無線等での呼びかけを実施します。
	こどもの誕生前から幼児期

②地域安全活動の推進

地域防犯組織の充実 (生活防災課)	市防犯協会や防犯指導隊などとの連携や、情報共有など、地域の防犯組織の育成と活動支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
防犯意識の啓発 (生活防災課)	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯協会や警察署と連携し、防災無線等を使用した広報啓発活動を実施します
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
街路灯の設置 (道路河川課、関係各課)	犯罪を未然に防止し、安全な環境を創出するため、防犯灯・街路灯の計画的な設置や適正な管理に努めます。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
通学路の合同点検事業 (生活防災課、道路河川課、学校教育課)	通学路の安全確保に向けた取組を行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携し合同で点検する機会を設け、問題点の解決に努めます。
	「白河市通学路交通安全プログラム」に出席し、生徒・児童への街頭指導方法を検討します。
自主防犯活動の促進 (生活防災課、学校教育課、生涯学習スポーツ課)	市民の自主防犯活動を促進するため、少年補導員等と犯罪等に関する情報の共有に努めます。
	学校教育課や警察署等と密に情報共有を行い、不審者情報とそれに対する対策について、いち早く住民に防犯情報周知を行うとともに、子ども支援課、生涯学習スポーツ課との情報共有を行います。
関係機関・団体との情報交換 (生活防災課、学校教育課、生涯学習スポーツ課)	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体(協会・指導隊)や警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線等を活用した犯罪の情報周知を行います。
	少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との情報共有を図り、非行防止と健全育成に努めていきます。
パトロール活動の推進 (生活防災課、学校教育課、生涯学習スポーツ課)	防犯団体(協会・指導隊)が児童・生徒の見守りを実施するために必要な支援を行います。
	見守り隊の活動を実施する。
防犯講習の実施 (生活防災課、学校教育課、生涯学習スポーツ課)	こどもが犯罪等に遭わないようにするための防犯教室を全小中学校で継続して実施します。
	引き続き、関係機関との情報共有を図り、非行防止と健全育成に努めます。
「ひなんの家」等防犯ボランティア活動の支援 (生涯学習スポーツ課)	こどもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所である「ひなんの家」へのさらなる協力を依頼するとともに、引き続き、学校と情報共有を図り、定期的に名簿の見直し、ステッカーの更新を行います。
	学童期・思春期

③こどもへの有害環境対策の推進

こどもや保護者に対する 教育・啓発の推進 (学校教育課)	保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校それぞれのPTAが、メディアコントロールの推進に重点的に取り組んでおりさらにメディアコントロールの普及・拡大に向けて中学校区で講演会等を実施します。
	学童期・思春期
社会を明るくする街頭啓 発活動 (生涯学習スポーツ課)	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪のない社会の実現を目指します。
	学童期・思春期／青年期
環境浄化活動の促進 (生涯学習スポーツ課)	有害環境の排除・浄化に努めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の現状を考慮した活動を実施します。
	学童期・思春期

基本目標5:支援が必要なこども・子育て家庭を包括的に支援するまちづくり

(1)ひとり親家庭の自立支援

現状・課題

ひとり親家庭は育児や家事等の分担が困難になるため、十分な収入が得られないことも少なくありません。経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭が安定した生活基盤を得、こどもが家庭環境に関係なく健やかに成長できるよう総合的な支援が必要です。

施策の方向

ひとり親家庭のこどもの育成と保護者の自立・就業の支援を図るため、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

主な取組・事業

ひとり親家庭ジョブサポート事業 (こども支援課)	ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
児童扶養手当の支給 (こども支援課)	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 (こども支援課)	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子で資金を貸し付けます。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
ひとり親家庭医療費助成事業 (こども支援課)	ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業 (こども支援課)	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業 (こども支援課)	養成機関で資格取得中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(こどもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援します。
	青年期
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業 (こども支援課)	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成します。
	青年期
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (こども支援課)	ひとり親家庭の親又はこどもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成します。
	青年期

(2)学校生活等課題を抱えるこどもの支援

現状・課題

いじめは重大な人権侵害です。未然に防止するとともに、早期発見と保護、当事者に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を、学校と関係機関が連携しきめ細かな支援を実施することで立ち直りを支援することが必要です。

また、アンケート調査では、小学5年生・中学2年生・高校生等全体の約80%は学校が楽しいと回答していますが、約10%が楽しくないと回答し、「学校に行くのが面倒」「友だちとうまくいかない」「勉強についていけない」「勉強がつまらない」などの理由を挙げています。これらの理由は不登校の原因となり得るものであり、早期に対応することで不登校を長期化させない対策も必要です。

施策の方向

いじめや不登校など学校生活等での課題を抱えたこどもに早期に気づき、早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の確立を図ります。

主な取組・事業

いじめの早期発見・早期対応 (学校教育課)	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQUテストを実施し、より良い学級づくりのために活用を進め、より良い人間関係づくりを進めることで、いじめの未然防止、早期発見に努めます。 児童生徒対象、保護者対象のアンケート調査を実施します。
	学童期・思春期
不登校児童生徒への早期対応 (学校教育課)	QUテストを実施し、不登校の早期発見や学級の実態把握と対策に努めます。
	学童期・思春期
問題行動および非行の防止 (学校教育課)	生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、QUテストを始めとする各種調査の分析やこどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかけます
	学童期・思春期
家庭・地域・関係機関との連携 (学校教育課)	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常的にあいさつや共同生活活動を充実させます。 日常指導や道徳の授業を通して指導します。
	学童期・思春期
スクールカウンセラー配置事業【再掲】 (学校教育課)	全小中学校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たることにより、いじめや不登校などの問題の未然防止を図ります。
	学童期・思春期

相談・立直り支援の推進 (学校教育課)	いじめ等の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。 各校において教育相談の充実を図るとともに、各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

(3)児童虐待防止対策の推進

現状・課題

すべてのこどもたちの健全な心身の成長と社会的自立を促していくためには、児童虐待の背景が多岐にわたることを踏まえ、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うことが重要です。このため、福祉関係者、医療、保健、教育、警察、地域住民等の協力体制の構築が必要です。

また、母親の育児不安やストレスと虐待的傾向に関連性があることから、妊娠期からの切れ目のない支援体制や早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することも求められます。

施策の方向

すべてのこどもたちの健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、関係機関との連携体制の下、児童虐待の発生防止対策、早期発見・対応体制を確保します。

主な取組・事業

【新規・再掲】 こども家庭センターの設置 (こども支援課)	令和6年4月から、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ、関係機関との連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげていきます。
	学童期・思春期
要保護児童対策地域協議会の推進 (こども支援課)	児童福祉法による法定協議会である「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童への対応等きめ細かな取組を進めます。 市内の小中学校、幼稚園・保育園に通う全ての児童・生徒に、チラシを配布し、児童虐待の啓発を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
虐待の発生予防 (こども支援課)	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期

虐待の早期発見・早期対応 (こども支援課)	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして妊娠期からの切れ目ない支援の充実や幼稚園、保育園及び児童クラブ等との連携を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
虐待に関する相談支援体制の充実 (こども支援課)	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、令和元年9月に開所した児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
ホームスタート事業【再掲】 (こども支援課)	未就学児のこどもがいる世帯を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止など要保護児童対策を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期

(4)障がい児施策の充実

現状・課題

障がいを早期に発見し必要な支援につなげることは、障がい児の健全な発達を支援するうえで重要です。また、身近な地域で共に成長し、生活ができるよう、障がい児福祉サービスの充実、就学支援を含めた特別支援者対策の体制づくりなど、成長段階に適した支援策を推進することが必要です。

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で共に成長し、学び、生活できるように、成長段階に応じた療育体制、学習支援、障がい児と家族の生活支援等の支援策を推進します。

主な取組・事業

障がい児教育の充実 (学校教育課、こども育成課)	市内の幼稚園・保育園・こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努めます。 教育委員会で該当園児の実態把握に努め、家庭児童相談員による教育相談を行い、就学への円滑な移行を進めます。
	こどもの誕生前から幼児期
療育体制の整備 (社会福祉課)	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

障がい児の在宅生活支援 (社会福祉課)	障がい児を有する児童が地域生活をしやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。 療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等サービスを提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
就学前の障がい児の発達支援の無償化 (社会福祉課)	子育て世帯を応援するため、3～5歳の障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して実施します。
	こどもの誕生前から幼児期
白河っ子応援事業【再掲】 (こども支援課、こども育成課)	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。
	こどもの誕生前から幼児期
特別児童扶養手当の支給 (こども支援課、社会福祉課)	20歳未満で身体又は精神に障がい児を有する児童を家庭で監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給します。 障がい児が重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童に障害児福祉手当を支給します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
自立支援医療(育成医療)の助成 (社会福祉課)	8歳未満(18歳以上は更生医療)の身体障がいのある児童で、障がい児を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
補装具費の支給 (社会福祉課)	身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
地域生活支援事業 (社会福祉課)	単独で外出困難な障がい児の余暇活動や社会参加のための移動支援を提供します。 見守りが必要な児童の預かりを行う日中一時支援を提供します。 障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
医療的ケア児支援事業 (社会福祉課)	医療的ケアが必要なこども(医療的ケア児)の支援のため、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、圏域内の現状を把握しながら医療、福祉、教育分野の連携を総合的に調整するとともに、多様なニーズに対応するため、通所や短期入所施設、訪問サービス事業所等、社会資源の充実を促進します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期
特別支援学級児童生徒の適正な就学 (学校教育課)	こども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握に努め、各校の必要に応じて、指導主事等を派遣します。
	学童期・思春期

特別支援教育の推進 (学校教育課)	学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのあるこどもについて、教員の資質向上のために研修の機会(支援員研修会、特別支援学級担当研修会、担当者会議)を持つとともに、個別のかかわりへの支援をします。
	学童期・思春期

(5)こどもの貧困・生活困窮対策

現状・課題

こどもの貧困問題は、生活困窮等経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを失ったり、社会的孤立につながる問題であり、潜在的で見えにくいことがさらにその問題を深刻化させているといわれています。

施策の方向

こどもの生活が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を進めます。

主な取組・事業

生活困窮者自立相談支援事業 (社会福祉課)	生活困窮者自立支援法(平成 27 年4月1日施行)に基づき、生活サポート相談窓口を設置して、相談支援員による生活困窮者の相談を実施します。そのため、主任相談支援員、就労支援員、相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員の相談体制を確保します。 自立へ向けた支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労活動のサポートを実施するなど、生活に困窮した者が、生活保護に至る前に自立した安定的な生活を送ることができるよう支援します。
	学童期・思春期／青年期

(6)ひきこもり支援の推進

現状・課題

ひきこもりは、様々な理由で自宅外での活動(仕事、学校など)で他人との交流を避け、約半年以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指します。原因は本人や家族ではなく、うつ病や不安障害等、何らかの精神疾患が影響している場合がありますが、認知度は低く、よかれと思ってとった言動がかえって事態をこじらせてしまう場合もあります。ひきこもりについての正しい知識の普及と関係機関等へつなげる体制づくりが大切です。

施策の方向

ひきこもりの原因や状況等について地域の理解を深められるように啓発するとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進します。

主な取組・事業

ひきこもり相談支援センターの設置運営 (社会福祉課)	ひきこもり状態にある人やその家族の悩みや問題解決のため、民間委託によるワンストップ窓口「白河市ひきこもり相談支援センターTUNAG～つなぐ～」を中心に、関係機関と連携し、相談支援や適切な支援機関への案内・誘導を行います。 ・火曜日～土曜日(午前9時～午後6時)開設 ・社会福祉法人優樹福祉会に委託 ・対象年齢 制限なし
若者居場所づくり事業の設置運営 (社会福祉課)	ひきこもりやニートなど、他者とのコミュニケーションが苦手であったり、就労への意識が低かったりと、社会生活を営む上で困難を抱える若者(概ね年齢15歳～39歳)に対し、関係町村と共同で、社会と個人をつなぐ居場所(ユースプレイス)を提供し就労や進学など社会的な自立に向けた各種プログラムを行います。 ・週3回(水、金、土曜日午後1時～5時)開設 ・対象年齢 概ね15歳～39歳
	学童期・思春期／青年期

(7)ケアラー支援の推進

現状・課題

ヤングケアラーという言葉が広く一般に使われるようになったのは最近のことであり、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担うこども・若者のことを指します。ケアの負担が重いことで自らの学校生活等に影響が出ますが、本人そして地域の認識・理解が不足しているため、負担が過度であることが気づかれない状況です。

アンケート調査では、小学5年生・中学2年生・高校生等全体の5.8%が家族の世話をしていると回答しており、そのうち「体力の面で大変だと感じている」が21.4%、「気持ちの面で大変だと感じている」や「時間の余裕がない」(ともに16.1%)などの回答もみられます。このことから、ケアラーの現状や理解を深め、支援につなげる必要があります。

施策の方向

「白河市ケアラー支援の推進に関する条例」に基づき、周りの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べ、相談等につながるように、市民や事業者に周知するとともに、本人の意向を尊重し、関係機関等と連携し必要な支援につなげるよう努めます。

主な取組・事業

白河っ子家事・育児サポート事業【再掲】 (こども支援課)	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期
ケアラー・ヤングケアラー講演会 (社会福祉課)	令和4年9月30日に「白河市ケアラー支援の推進に関する条例」を制定しており、ケアラーの現状や当事者への理解を深め、市、市民、事業者、関係機関に求められる役割や関係機関における連携の重要性などを学びケアラー支援の人材を育成することを目指し、講演会を実施します。
	学童期・思春期／青年期

(8)福祉まると相談窓口

現状・課題

生活困窮、ひきこもり、障がい、子育て、介護の問題など、こどもから高齢者まで市民が抱える問題は複雑化・複合化しています。本人や家族の属性にかかわらず様々な相談を受け止める相談窓口の役割は今後ますます重要となります。

施策の方向

市役所1階に「福祉まると相談窓口」を設置し、保健福祉部各課職員が相談員として市民からの様々な福祉相談を受け止め、関係課等が連携して包括的支援につなげられる体制の充実を図ります。

主な取組・事業

福祉まると相談窓口 (社会福祉課)	様々な問題を抱え、相談先にお困りの方や複雑・複合化する課題があり単独の課で解決ができない相談を受け止め、市民の悩みや困り事を埋もれたままにしないために「福祉まると相談窓口」を令和3年7月27日に開設しました。保健福祉部各課職員が相談員として対応する体制を確保し、連携を図り対応します。
	こどもの誕生前から幼児期／学童期・思春期／青年期

第5章 子ども・子育て支援事業計画(第3期)

1. 基本方針

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

① 子ども・子育て支援事業の概要

こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。（子ども・子育て支援法第3条第1項）そのため、本計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業の量の見込み（需要）とその提供体制の確保（供給）」を定めます。

なお、教育・保育給付は、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっており、認定は、こどもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。（同法第19条及び第20条）

【保育の必要性の認定区分】

- 1号認定 （19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3～5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定 （19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3～5歳 保育の必要あり
- 3号認定 （19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0～2歳 保育の必要あり

【保育必要量】

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

《保育の必要性を認定する際の客観的基準》

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ① 月64時間以上の就労をしていること
- ② 妊娠中または出産後間がないこと
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ その他、市が認めるとき

②子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法におけるサービスは、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の3つに区分されます。

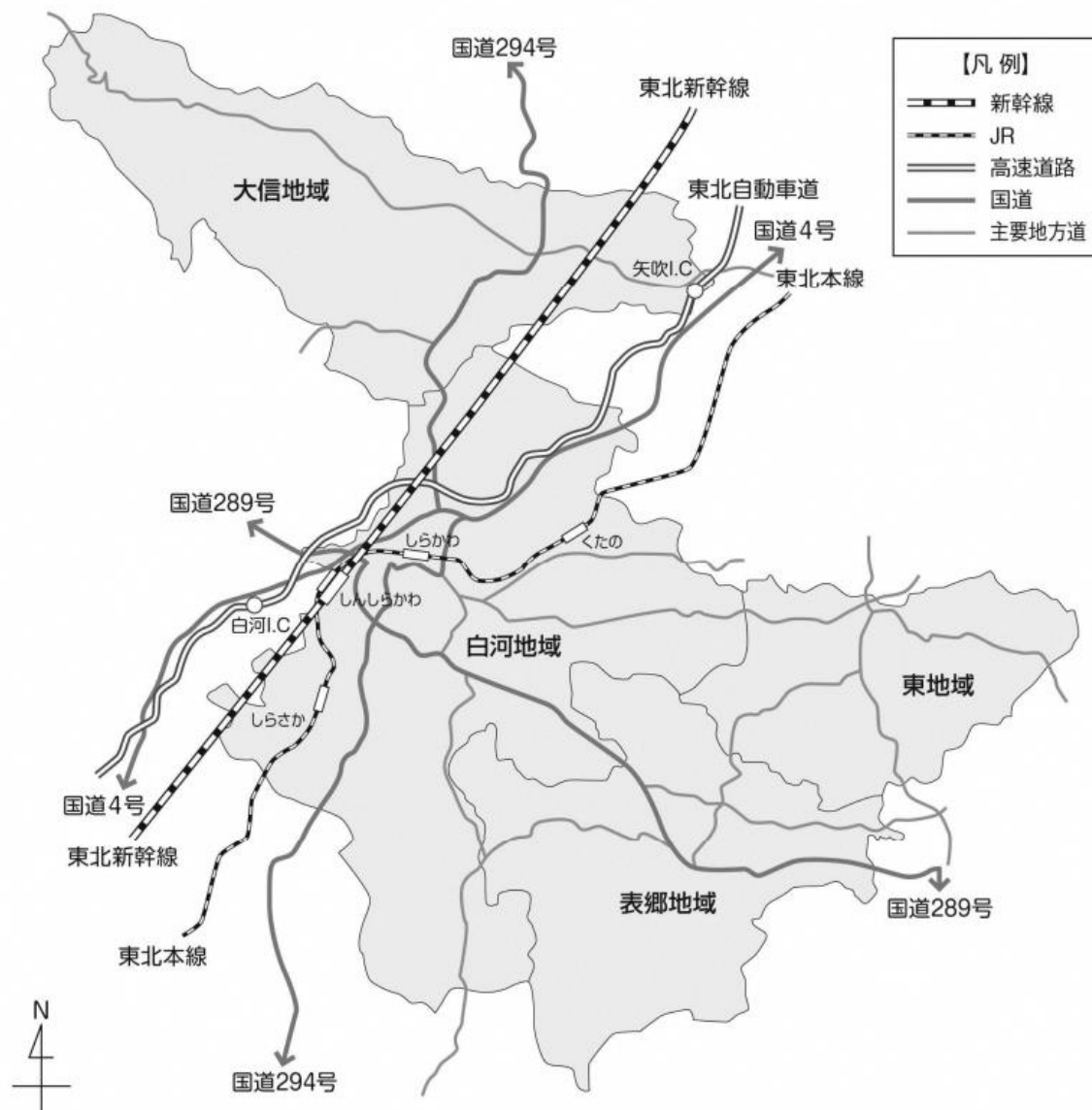
【事業一覧】

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付費	公立幼稚園
			新制度幼稚園
			認可保育所
			幼保連携型認定こども園
			幼稚園型認定こども園
			保育所型認定こども園
			地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付費 (市が認可)	小規模保育事業
			家庭的保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
	子育てのための施設等利用給付	施設型給付を受けない施設等利用費	新制度未移行の幼稚園
			特別支援学校
			預かり保育事業
			認可外保育施設等
	地域子ども・子育て支援事業		利用者支援事業
			延長保育事業(時間外保育事業)
			実費徴収に係る補足給付を行う事業
			多様な事業者の参入促進・能力活用事業
			放課後児童健全育成事業
			子育て短期支援事業
			乳児家庭全戸訪問事業
			養育支援訪問事業
			地域子育て支援拠点事業
			一時預かり事業
			病児保育事業
			子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
			妊婦に対して健康診査を実施する事業
			子育て世帯訪問支援事業【新規】
			児童育成支援拠点事業【新規】
			親子関係形成支援事業【新規】
			妊婦等包括相談支援事業【新規】
			乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】
			産後ケア事業【新規】

(2)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となります。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための認定こども園・保育園・幼稚園等の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を1区域と設定します。



(3)こども数・家族類型等の推計

①就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、令和5年度と令和6年度（各年度4月1日現在）の1歳年齢ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法により推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

【乳幼児年齢別推計数】

（単位：人）

	実績			計画期間の推計児童数				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	342	298	244	260	254	246	244	238
1歳児	359	346	307	251	256	294	285	283
2歳児	355	355	349	310	254	252	297	287
3歳児	421	352	352	346	308	253	253	296
4歳児	423	417	350	350	344	307	253	258
5歳児	450	421	411	345	344	339	302	249
合計	2,350	2,189	2,013	1,862	1,760	1,691	1,634	1,611

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

②子育て家庭の類型（ニーズ調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、こどもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握します。

特定教育・保育施設や地域のこども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために、ニーズ調査から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

【0～5歳 家庭類型タイプ別表】

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	42	8%	42	8%
タイプB	フルタイム×フルタイム	282	51%	282	51%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	95	17%	105	19%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	80	15%	90	16%
タイプD	専業主婦(夫)	22	4%	1	0%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	11	2%	11	2%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	19	3%	20	4%
タイプF	無業×無業	0	0%	0	0%
全 体		551	100%	551	100%

上記家族類型タイプをもとに、以下教育保育給付の見込み量を算出するとともに、確保方策を記載します。

- 1号認定：満3歳以上で就学前の保育の必要がないこども
- 2号認定：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども
- 2号認定幼稚園ニーズ（以下『2号幼』）：2号認定かつ幼稚園利用意向のこども
- 2号認定保育ニーズあり（以下『2号保』）：2号認定かつ保育所利用意向のこども
- 3号認定：満3歳未満で保育の必要性があると認定されたこども

【年齢と保育の必要性の関係】

年 齢	保育の必要性	
	ある	ない
0～2歳児	【3号認定】 ・保育所 ・認定こども園 ・延長保育 ・小規模保育 ・家庭的保育・事業所内保育 ・居宅訪問型保育	【全ての乳幼児】 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業・一時預かり(保育所) ・ファミリー・サポート・センター ・利用者支援
3～5歳児	【2号保】 ・保育所 ・認定こども園 ・延長保育 【2号幼】 ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)	【1号認定】 ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)

2. 教育・保育給付

(1)教育・保育事業の利用状況

【教育・保育給付各号の人数の推移】

(各年度4月1日現在 単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	828	814	713	611	549
2号認定	3～5歳 教育					
	3～5歳 保育	398	392	421	444	448
3号認定	0歳	55	54	42	37	43
	1歳	197	187	190	206	186
	2歳	223	228	213	226	242

【市外施設の利用状況】

(単位:人 【再掲】)

	令和6年4月1日現在
他市町村への保育所(園)入所	10

(2)教育・保育事業の見込み・確保策

見込み量・確保方策

(単位:人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 号 認 定	3～5歳	量の見込み					
		提供体制(確保 の内容)					
2 号 認 定	3～5歳 保育	量の見込み					
		提供体制(確保 の内容)					
	3～5歳 教育	量の見込み					
		提供体制(確保 の内容)					
3 号 認 定	0歳	量の見込み					
		提供体制(確保 の内容)					
	1歳	量の見込み					
		提供体制(確保 の内容)					
	2歳	量の見込み					
		提供体制(確保 の内容)					

現在の通園状況、市外利用者の状況等を踏まえ、利用者数を見込みます。定員及び利用状況から、ニーズに対応できる供給体制を確保しており、継続して受け入れ体制を確保するとともに、教育内容の質の向上を図るための取組を行います。

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

概要・現状

子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターにおいて、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域のこども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を実施しています。

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	

見込み量・確保策

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

子育て家庭の置かれた状況やニーズは多様であるため、個別の家庭の状況に即した支援が必要です。保護者に教育・保育施設や地域の子育て支援事業について情報提供し、円滑に利用できる支援体制を確保します。

(2)延長保育事業(時間外保育事業)

概要・現状

保護者の就労形態等の事情で、保育できない乳幼児を通常の保育時間を超えて、保育園及び認定こども園において保育しています。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月平均利用児童数	17	15	26	32	
施設数(か所)	3	2	3	3	

見込み量・確保策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

保護者の働き方や利用状況を踏まえ、延長保育を実施するにあたり、実際の利用希望を把握しつつ、保育士の確保に努め、提供体制の確保を図ります。

(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業

概要・現状

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に擁する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成します。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績(児童数)	0	1	2	0	3

見込み量・確保策

生活保護世帯の行事費等の実費徴収に係る補足給付を実施しており、対象となる世帯の把握と適切な利用を促進します。

(4)こどもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

概要・現状

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、こどもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性の強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るための事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	-	-	実施済み	実施済み	

見込み量・確保策

地域ネットワーク構成員の連携強化に努めます。

(5)放課後児童健全育成事業

概要・現状

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（6年生まで）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成に努めています。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	低学年	645	625	651	655	681
	高学年	177	212	223	251	239
	合計	822	837	874	906	920

見込み量・確保策

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	量の見込み					
	提供体制(確保の内容)					
高学年	量の見込み					
	提供体制(確保の内容)					
合計	量の見込み					
	提供体制(確保の内容)					

受入れにあたっては、余裕教室や既存施設の利活用により、確保に努めます。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

概要・現状

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行っています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4	17	35	61	

見込み量・確保策

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

子育て中における緊急時の受け皿として、円滑な保護に努めます。

(7)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

概要・現状

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握、不安や悩みに関する傾聴・相談、子育てに関する情報提供を行っています。

子育てに対する不安や孤立感を防ぐため、すべてのこどもの家庭を訪問し、早期から関わりをもつための育児支援を実施しています。(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	340	362	289	266	

見込み量・確保策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

保健師等が生後4か月を待たずに可能な限り生後2か月までに訪問することとし、育児ストレスや産後うつ状態などを把握し、必要に応じて訪問や相談を継続します。また、支援の必要な家庭に対しては、関係機関と連携して必要なサービス提供に結びつけるなどフォローに努めます。

(8)養育支援訪問事業

概要・現状

平成28年度に、子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健と、子育て支援等の充実を図っています。子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域のこども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を実施しています。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	49	31	44	67	

見込み量・確保策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

養育支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指します。必要に応じ、関係機関と連携・調整を行い、実施方策を検討し、地域の様々なサービスを組み合わせるなど支援に努めます。

(9)地域子育て支援拠点事業

概要・現状

乳幼児及びその保護者の相互交流や、育児相談、情報交換などができる場の提供を行っています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	6,504	7,120	5,662	6,427	

見込み量・確保策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

地域子育て支援拠点事業では、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図っています。全ての子育て家庭を地域で支えることも医療費であり、今後も広く利用を促進していきます。

(10)一時預かり事業

①一時預かり事業(幼稚園型)

概要・現状

幼稚園及び認定こども園では、在園児を対象に、幼稚園及び認定こども園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保育を行っています。

また、幼稚園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、緊急で一時的に預かり、必要な保育を行っています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	48,730	50,010	39,864	38,179	

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

幼稚園における預かり保育の推進により、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

②一時預かり事業（保育園型）

概要・現状

保育園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育園等において、一時的に預かり、必要な保育を行っています。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,814	863	1,144	1,445	

見込み量・確保方策

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

③一時預かり事業（幼稚園型・保育園型を除く）

概要・現状

ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業（おひさまひろば）では、保護者の利便性を図るため、理由を問わず、短時間の一時預かりを実施しています。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	211	240	208	331	

見込み量・確保方策

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

(11)病児保育事業

概要・現状

こどもが風邪や胃腸炎などで保育園等を利用できない時、仕事を休めない保護者に代わって病児保育室の看護師・保育士が一時的に保育を行う事業です。

平成31年4月から、白河厚生総合病院敷地内で実施しています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	101	201	207	252	

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

現在、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、事業を広く周知し、継続して実施していきます。

(12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

概要・現状

ファミリー・サポート・センターでは、乳幼児や小学生を子育て中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)による会員組織について、相互援助活動に関する連絡や調整を行っています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	491	409	414	701	

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保内容)					

今後も広く利用促進を図るとともに、支援体制の充実を図るため、まかせて会員の養成講座を継続して実施し、会員の拡充を図ります。

(13)妊婦健康診査事業

概要・現状

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握、検査・計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

(単位:人・回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	妊娠届出者	370	316	279	260	
	受診者	4,811	4,666	4,023	3,697	

見込み量・確保方策

(単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保内容)					

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産に資するよう、県内の医療機関で利用できる15回分の妊婦健康診査受診票を交付し健診費用の公費負担をします。また、里帰り出産など県外で妊婦健診を受ける方には、費用の助成を行っています。妊婦健康診査の結果、異常があった場合など必要に応じて保健指導を行い、母子の健康支援に努めます。

(14)子育て世帯訪問支援事業(白河っ子家事・育児サポート事業)【新規】

概要・現状

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等(支援を要するヤングケアラー含む)を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

見込み量・確保方策

(単位:延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

相談や支援状況等から対象となる世帯を把握して訪問により支援します。

(15)児童育成支援拠点事業【新規】

概要・現状

養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

見込み量・確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

相談や支援の状況から対象となる児童を把握するとともに、活動の場の確保に努めます。

(16)親子関係形成支援事業【新規】

概要・現状

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

見込み量・確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

ペアレント・トレーニングの講座を開催し、そのための実施体制を確保します。

(17)妊婦等包括相談支援事業【新規】

概要・現状

妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見据えた子育てを行えるように支援を行う事業です。

見込み量・確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時等に相談支援を行います。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

概要・現状

0～2歳で保育所等に未就園の児童が1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。

見込み量・確保方策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

令和6年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、令和8年度からの本格的児氏に向け利用者を見込み、市内の保育園等での実施体制を確保します。

(19)産後ケア事業【新規】

概要・現状

出産後1年以内の母子に対して、助産師等が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、自宅で受ける訪問型があります。

見込み量・確保方策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
提供体制(確保の内容)					

相談や支援の状況からサポートが必要な世帯を把握して支援します。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園等の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後のこどもの推計人数、教育・保育機能の確保状況などを踏まえながら、保育園・幼稚園・認定こども園などの普及に努めます。

(2) 教育・保育及び地域のこども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し実施していきます。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者又は参入意向のある者への情報提供や必要な支援を行い、連携を図ります。

(4) 認定こども園等と小学校との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な連携（幼保小連携）の推進については、これまでも双方向で人事交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を図ります。

第6章 こどもの貧困解消対策推進計画

1. 基本方針

(1) 策定趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、働き方の多様化など、こどもと家庭を取り巻く状況は変化しており、コロナ禍で児童虐待の相談件数や不登校児童生徒数の増加等がみられ、こどもの成長への影響が大きかったことが指摘されています。このような中、全てのこどもたちが将来に向かって、意欲的に夢や希望を持ち成長できる社会を目指すことが重要になっています。

そのためには、子育てや貧困を家庭の課題と捉えるにとどまらず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期にこどもに届くようにすることが必要です。

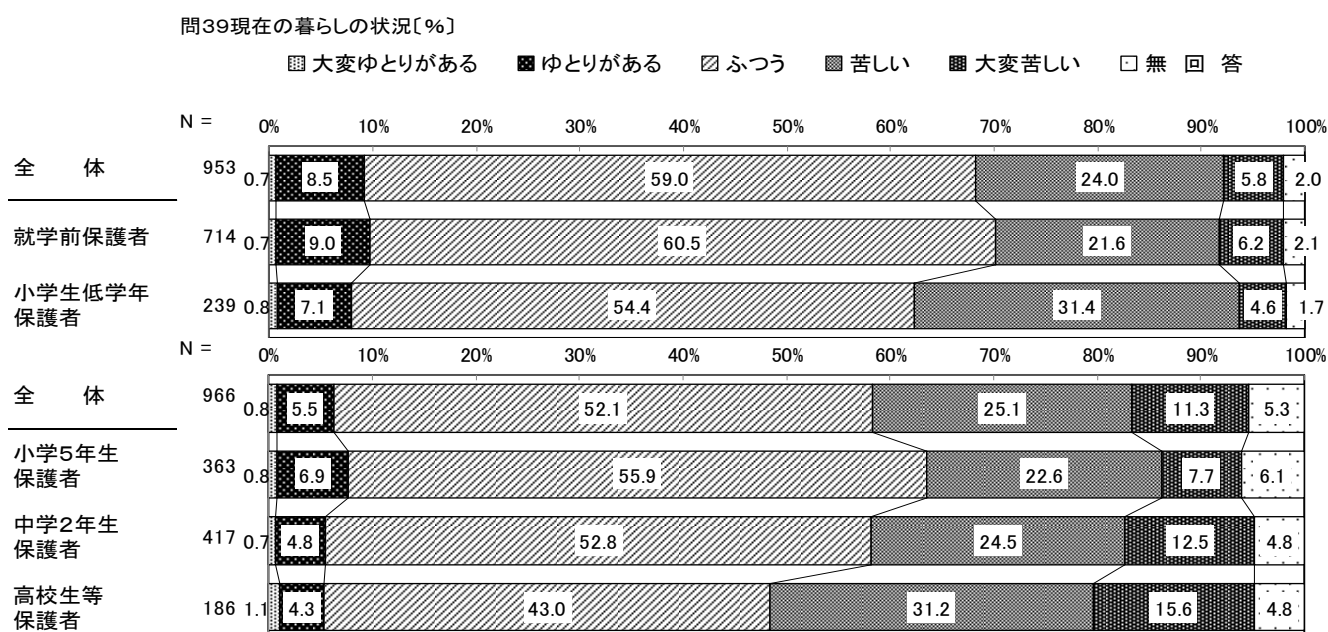
将来を担うすべてのこどもが健やかに成長できるよう、子育てに対し様々な不安を抱える家庭の実情に即した支援により、地域が一体となって社会の希望、未来をつくる力であるこどもを育む社会の実現に向けて、白河市こども計画に基づき取り組んできた様々な支援施策をこどもの貧困解消対策の推進について整理するものです。

また、アンケートの調査結果を踏まえ、本市の実情に応じたきめ細やかな施策・支援を講じるとともに、支援を必要としている子育て世帯に支援が届くよう体制づくりに取り組んでいきます。

(2) アンケートからみられるこどもと子育て家庭を取り巻く状況

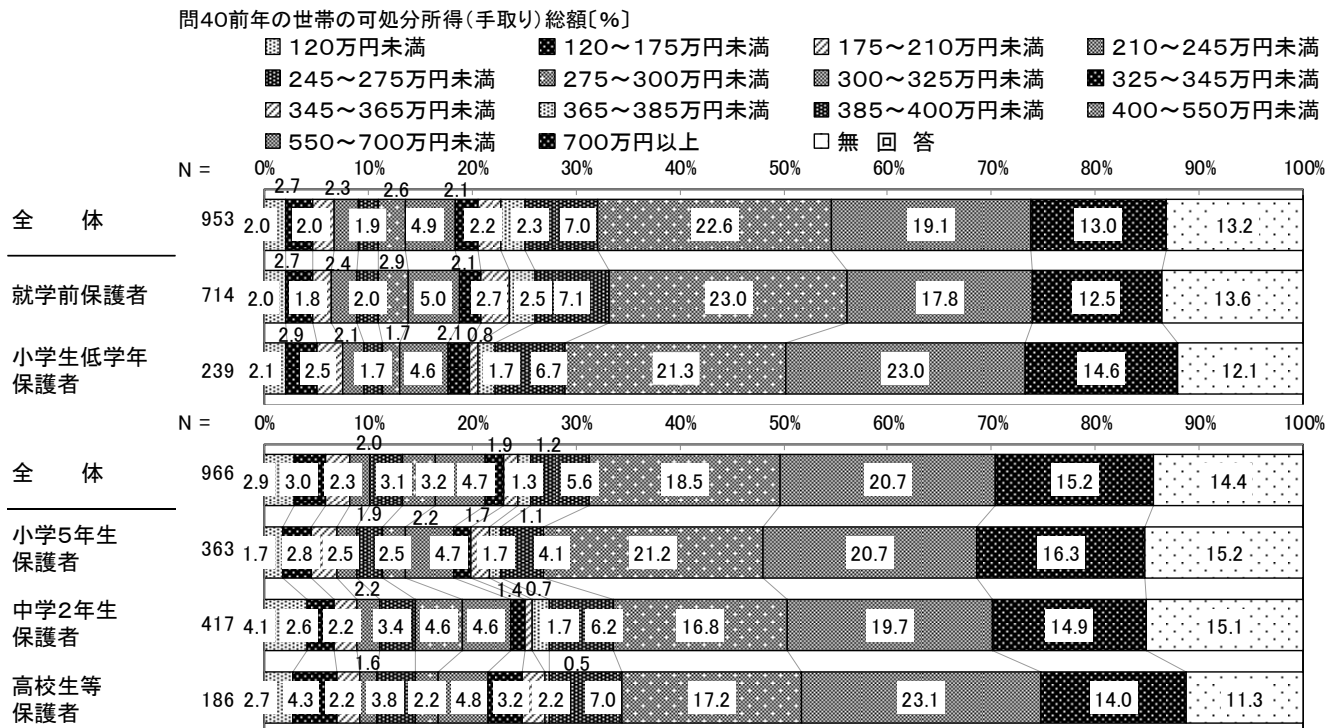
① 現在の暮らしの状況等

暮らしの状況は「ふつう」が保護者の回答では半数を超えていますが、『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の計）が30%台で、こどもの学年が上がると微増しています。また、家計逼迫リスクのある回答者では、『苦しい』が70%弱となっています。



②世帯の所得・生活困難状況等

就学前児童・小学生保護者では、「400～550万円未満」が22.6%、「550～700万円未満」が19.1%、「700万円以上」が13.0%となっています。小学5年生・中学2年生・高校生等保護者では、「400～550万円未満」が18.5%、「550～700万円未満」が20.7%、「700万円以上」が15.2%となっています。



小学5年生・中学2年生・高校生等のこどもと保護者の調査から、世帯の可処分所得と世帯人数による分布により所得状況、家計の逼迫リスク、こどもの体験や所有物を把握することで、生活困窮のリスクを集計しました。

下表の①②③の要素から、生活状況の分類として所得のみでは把握しきれない「生活困窮のリスク」の度合いが把握できるよう、次の3通りに分類します。

2つ以上の要素に該当 = 困窮家庭

1つの要素に該当 = 周辺家庭

該当なし = その他の世帯（無回答により分類できない世帯を含む）

①低所得	世帯の可処分所得(収入による可処分所得+児童手当等の支給額等)と世帯人数から、低所得のリスクを区分。国民生活基礎調査の困窮の区分を参考にしているが、厚生労働省発表のこどもの相対的貧困率の算出方法と可処分所得の把握方法が異なる部分がある。(参考:2人世帯 175 万円未満、3人世帯 210 万円未満、4人世帯 245 万円未満、5 人世帯 275 万円未満等)
②家計の逼迫	5項目(電気・ガス・水道の公共料金、食料・衣類の購入)について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
③こどもの体験や所有物の欠如	こどもの体験や所有物など8項目(博物館等に行く、スポーツ観戦等に行く、キャンプ等に行く、海水浴に行く、遊園地等に行く、こどもの年齢に合った本、こども用のスポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所)のうち、経済的な理由でしていない、ないなどで欠如する項目が2つ以上ある場合

1つの要素として①低所得のみに該当する世帯は8.8%と少なくなっていますが、2つ以上の要素、つまり②③の要素に該当する「困窮家庭」と「周辺家庭」を集計したところ、その割合を合わせると23.4%となっています。

相対的貧困率（貧困線に満たない割合）としては、本調査の①低所得に該当する世帯が参考となり、本市においては8.8%となっています。なお、わが国のこどもの貧困率は国民生活基礎調査では新基準で平成30年14.0%、令和3年が11.5%となっています。

所得[%]		
全 体	低所得に該当する世帯	低所得世帯には該当しない世帯
966	85	881
100.0	8.8	91.2

生活困窮状況[%]			
全 体	困窮家庭	周辺家庭	その他の家庭
966	59	167	740
100.0	6.1	17.3	76.6

前述の「生活状況の分類」において、その生活状況に関する回答をみると、①低所得に該当する世帯や②家計逼迫リスクのある世帯で、『苦しい』が多くなっており、また、子育てで大変なこと等についての項目では①低所得に該当する世帯で「生活費の確保」が59.0%、「相談相手・相談先がない」が20.5%と多く回答されています。あわせて、現在の生活の満足度（1が最も低く、10が最も高い）についても、②家計逼迫リスクのある世帯は、「0」～「5」が68.6%と多く回答されています。一方、こどもの回答を見ると、進学希望の項目では、困窮家庭のこどもでは「高校」が33.9%と多く、低所得に該当する世帯のこどもが「大学」と回答する割合が27.1%と少なくなっています。また、「がんばればよいことがある」や「自分は価値のある人間だ」「自分のことが好きだ」等の自己肯定感に関する設問について、困窮家庭のこどもで「そう思わない」が多く回答されており、世帯状況が生活の様々な面やこどもの気持ちや考えにも影響していることが伺えます。

(3)基本目標

①教育の支援

全てのこどもたちが自分の希望に沿った中で社会の一員になり豊かな人生を実現するためには、能力と可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるように支援することが重要です。

学ぶ意欲と能力のあるこどもが将来の夢をかなえられるよう、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、学習にかかる経済的負担の軽減や学習支援に取り組めます。

また、こどもの健全な成長が、家庭の状況に左右されることのないよう、こどもに多様な体験の場と安心できる居場所を地域に提供するなど総合的な対策を推進します。

②生活の支援

こどもを取り巻く家庭環境が多様になる中、経済的に厳しい状況にあるこどもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることが懸念されます。

こどもが健やかに成長できるよう、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、健康面での支援のみならず、経済的な困窮など複合的な困難を抱える家庭に対しては、関係機関の連携による包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な機関へつなぐ取組を進めます。

③就労の支援

社会情勢の変化や保護者が置かれている環境、抱えている課題などにより十分な収入が得られないことも少なくありません。それぞれの家庭の状況に応じて保護者の就労の支援を行い、自立に向けた働き方を考えられるよう支援します。

④経済的支援

ひとり親世帯、障がいのある児童を養育している家庭、生活に困難を抱える世帯に対して、様々な支援を組み合わせ、効果的な支援に取り組めます。また、家庭の経済的困窮については、積極的な情報収集や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握し、支援につなげていきます。

(4)推進体制

こどもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係部署が連携して施策の推進を図ることが重要です。あわせて、市民や地域組織、相談・支援機関等が協働し、連携を図っていく必要があります。そのため、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、貧困解消に向けた対策の推進に取り組んでいきます。

2. 施策の展開

基本目標1 教育の支援

(1) 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
通常保育事業	こども育成課 民間事業者等
障がい児保育事業	こども育成課 民間事業者等
保育料の無償化	こども育成課
3年保育の実施・充実	こども育成課
障がい児教育の充実	学校教育課 こども育成課

(2) こどもたちへの学習支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
基礎学力向上推進事業	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	こども育成課
生徒指導に関する学校支援	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
適応指導教室の開設	学校教育課
多様な体験活動の推進	学校教育課
特別支援学級児童生徒の適正な就学	学校教育課
特別支援教育の推進	学校教育課
白河文化交流館の活用	文化振興課
ブックスタート事業	図書館

基本目標2 生活の支援

(1)安心して生み育てられる環境づくり(保健対策)

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
地域子育て支援拠点事業【再掲】	こども支援課 民間事業者
子育て支援・地域活動事業【再掲】	こども育成課
白河っ子応援センター「ぽっかぽか」【再掲】	こども支援課
乳児保育の実施【再掲】	こども育成課 民間事業者等
育児支援事業【再掲】	こども支援課
子育てサロン推進事業	こども支援課
母子健康手帳の交付	こども支援課
父子健康手帳の交付	こども支援課
妊産婦健康診査	こども支援課
新生児聴覚検査	こども支援課
産後ケア事業	こども支援課
乳幼児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業	こども支援課
養育支援訪問事業	こども支援課
乳幼児健康診査	こども支援課
乳幼児家庭訪問	こども支援課
予防接種事業	健康増進課
子育てスキルアップ事業	こども支援課
地域医療体制の整備	健康増進課
救急医療の充実	健康増進課
不妊治療費助成事業	こども支援課
発達支援事業	こども支援課
療育体制の整備	社会福祉課

(2)保護者の生活支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
ファミリー・サポート・センター事業	こども支援課
一時預かり保育事業	こども育成課 こども支援課
公営住宅の整備	建築住宅課
居住環境の整備	都市計画課 道路河川課 建築住宅課)

(3)こどもの生活支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
こどもの居場所づくり支援事業	こども支援課
保育園給食の充実	こども支援課
学校給食の充実	健康給食推進室
食育指導	こども支援課
障がい児の在宅生活支援	社会福祉課
地域生活支援事業	社会福祉課

(4)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
家庭児童相談事業	こども支援課
ホームスタート事業	こども支援課
子育て支援のネットワーク	こども支援課 民間事業者等
白河市少年センター事業	生涯学習スポーツ課
関係機関・団体との情報交換	生活防災課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
「ひなんの家」等防犯ボランティア活動の支援	生涯学習スポーツ課
いじめの早期発見・早期対応	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	学校教育課
こどもの人権等に関する普及啓発の促進	学校教育課
要保護児童対策地域協議会の推進	こども支援課
虐待の発生予防	こども支援課
虐待の早期発見・早期対応	こども支援課
虐待に関する相談支援体制の充実	こども支援課

基本目標3 就労の支援

(1)保護者に対する就労支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
ひとり親家庭ジョブサポート事業	こども支援課

(2)仕事と子育ての両立支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
待機児童の解消	こども育成課
病児保育	こども育成課
幼稚園預かり保育事業	こども育成課
延長保育事業	こども育成課 民間事業者等
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携	関係各課
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	生涯学習スポーツ課 商工課
家庭生活での男女の相互協力の促進	生涯学習スポーツ課
国、県及び関係団体との連携	商工課 関係各課

基本目標4 経済的支援

(1)子育て世帯への経済的支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
保育料の無償化	こども育成課
児童手当の支給	こども支援課
こども医療費助成事業	こども支援課
白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業	こども支援課
多子世帯給食費負担軽減事業	健康給食推進室

(2)ひとり親家庭への経済的支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
児童扶養手当の支給	こども支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	こども支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業	こども支援課
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業	こども支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども支援課

(3)障がいのある児童を養育している世帯への経済的支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
就学前の障がい児の発達支援の無償化	社会福祉課
障害児福祉手当の支給	こども支援課 社会福祉課
自立支援医療(育成医療)の助成	社会福祉課
補装具費の支給	社会福祉課
地域生活支援事業	社会福祉課

(4)生活に困難を抱える世帯への経済的支援

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
就学援助事業	学校教育課
奨学資金貸与事業	教育総務課
入学一時金貸与事業	教育総務課
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉課

第7章 子ども・若者育成支援計画

1. 基本方針

(1)策定趣旨

令和3年4月に策定された、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」では、コロナ禍で子ども・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増していることから、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総がかりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが示されています。

このようなことから、子ども・若者の育成の状況を過ごす場（家庭・学校・地域・職場）で把握して、子ども・若者の生きる力を伸ばし、地域や社会へのつながりをつくることが重要であり、社会生活に困難を抱える子ども・若者の支援をあわせて、地域が関わりながら推進していくことが重要となっています。

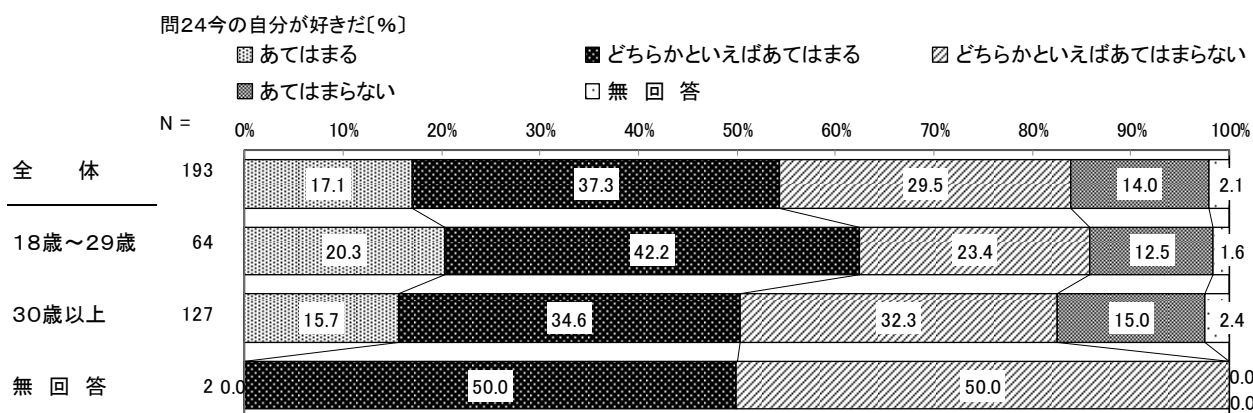
すべての子ども・若者の自立に向けた成長を地域が後押しできるよう、白河市子ども計画に基づき取り組んできた様々な支援施策を子ども・若者育成支援の推進について整理するものです。また、アンケートの調査結果を踏まえ、本市の実情に応じたきめ細やかな施策・支援を講じるとともに、支援を必要としている子ども・若者に支援が届くよう体制づくりに取り組んでいきます。

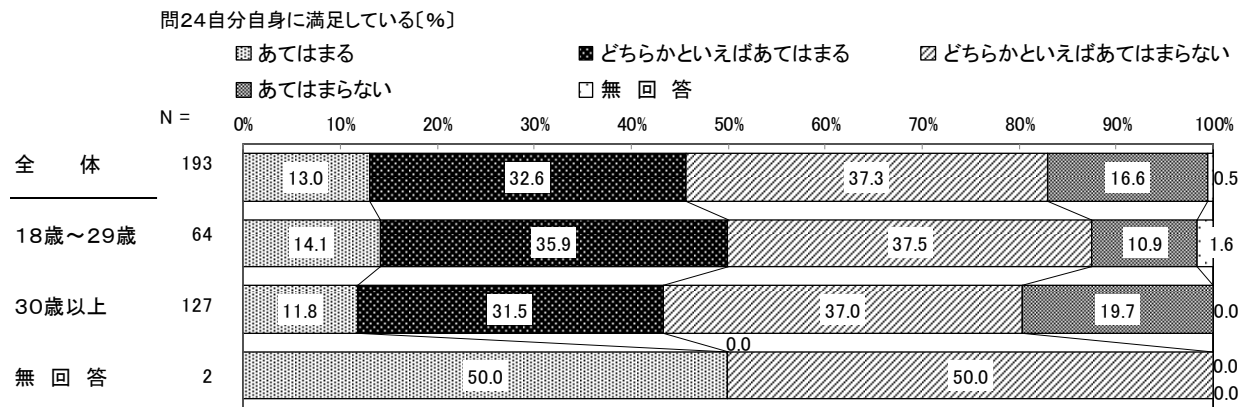
(2)アンケートからみられる子ども・若者の状況

①自分のこと・自己肯定感等

「今の自分が好きだ」について、『あてはまる』が54.4%、『あてはまらない』が43.5%となっています。

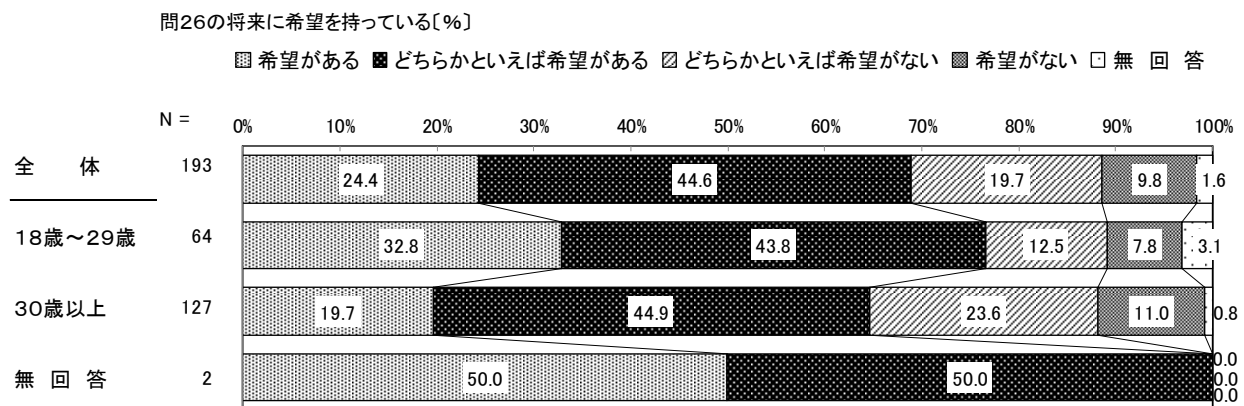
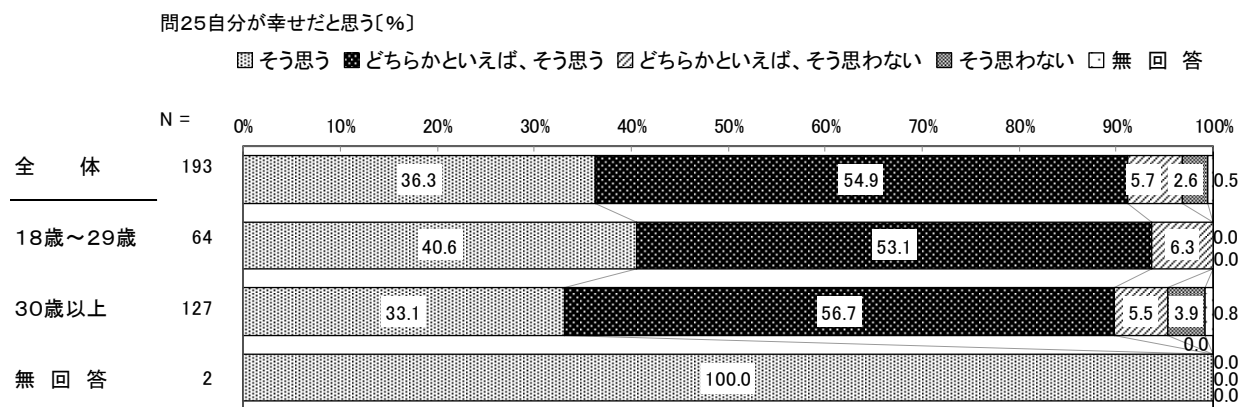
「自分自身に満足している」について、『あてはまらない』が53.9%、『あてはまる』が45.6%となっています。



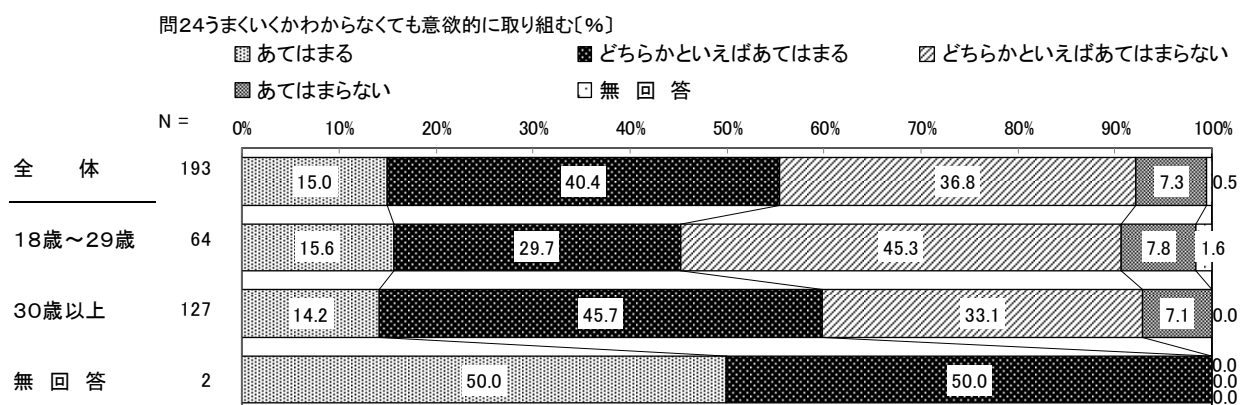


今、自分は幸せだと『そう思う』が91.2%とほとんどが回答しています。

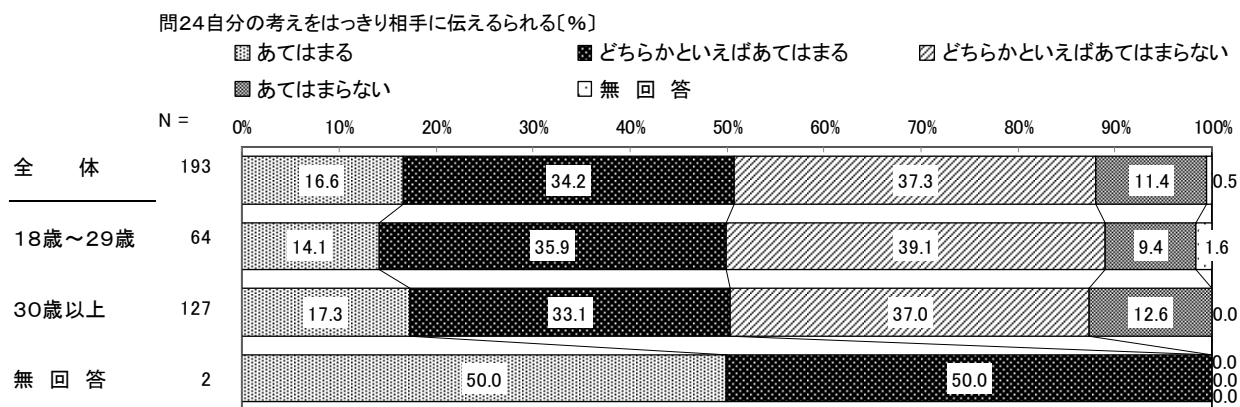
自分の将来について、『希望がある』が69.0%と多く、『希望がない』が29.5%で、30歳以上は『希望がない』が34.6%と多くなっています。



うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組むについて、『あてはまる』が55.4%、『あてはまらない』が44.1%となっており、18～29歳は『あてはまる』が45.3%と少なくなっています。

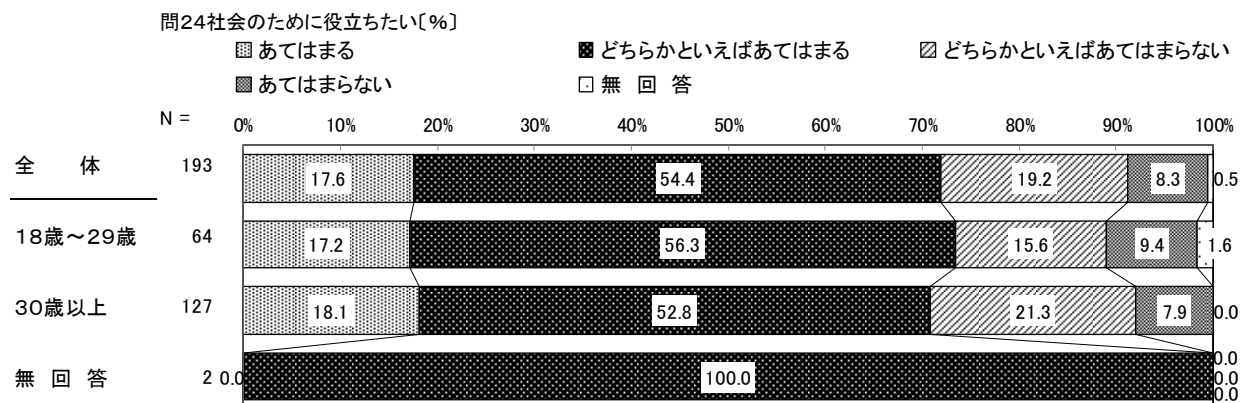
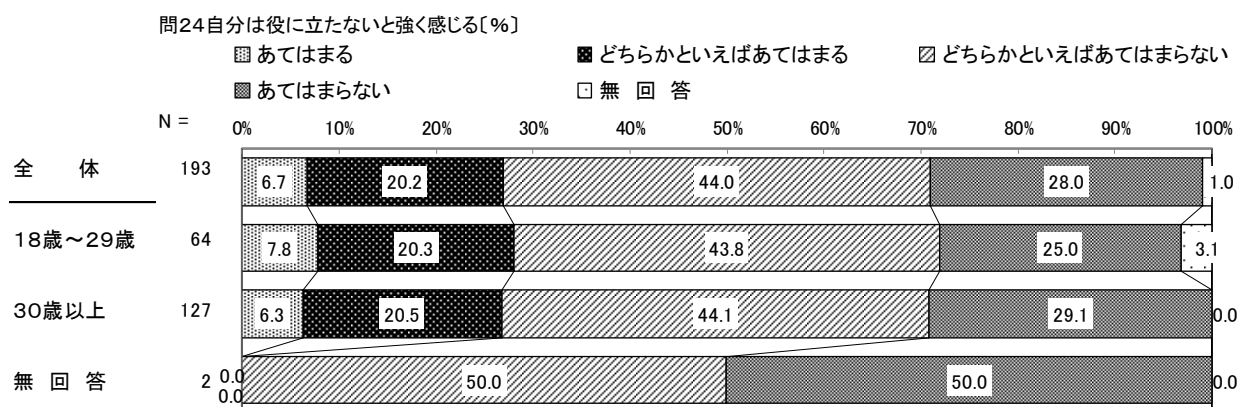


自分の考えをはっきり相手に伝えることができるについて、『あてはまる』が50.8%、『あてはまらない』が48.7%と同程度です。



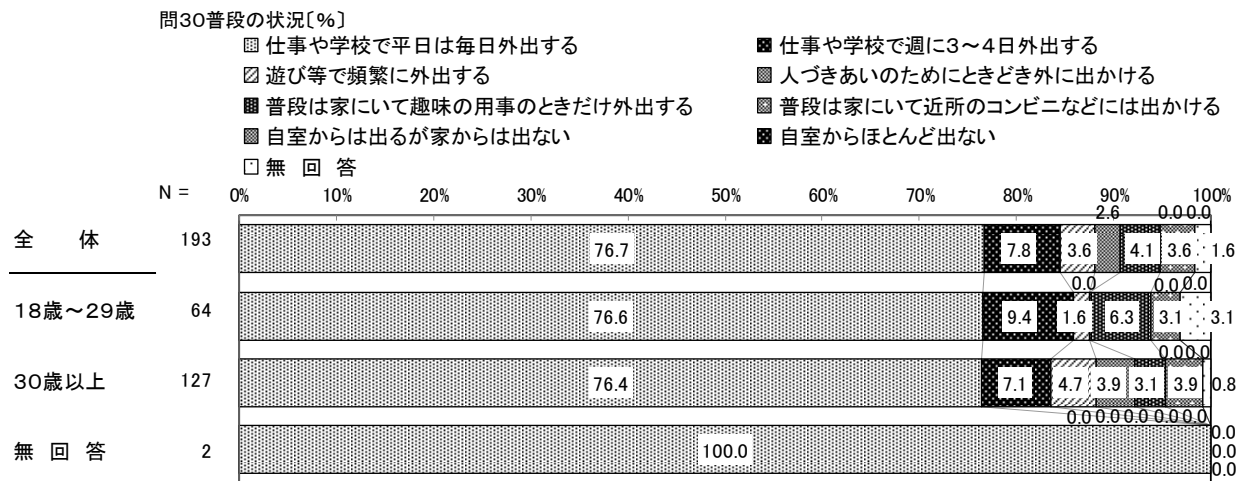
自分は役に立たないと強く感じるについて、『あてはまらない』が72.0%と多く、『あてはまる』は26.9%となっています。

社会のために役立ちたいについて、『あてはまる』が72.0%と多く、『あてはまらない』が27.5%となっています。

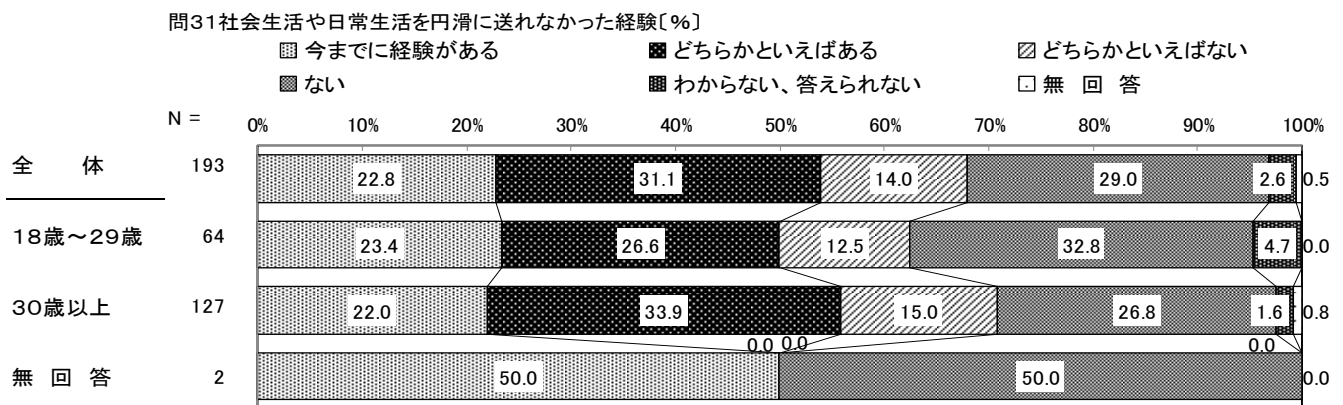


②生活状況等

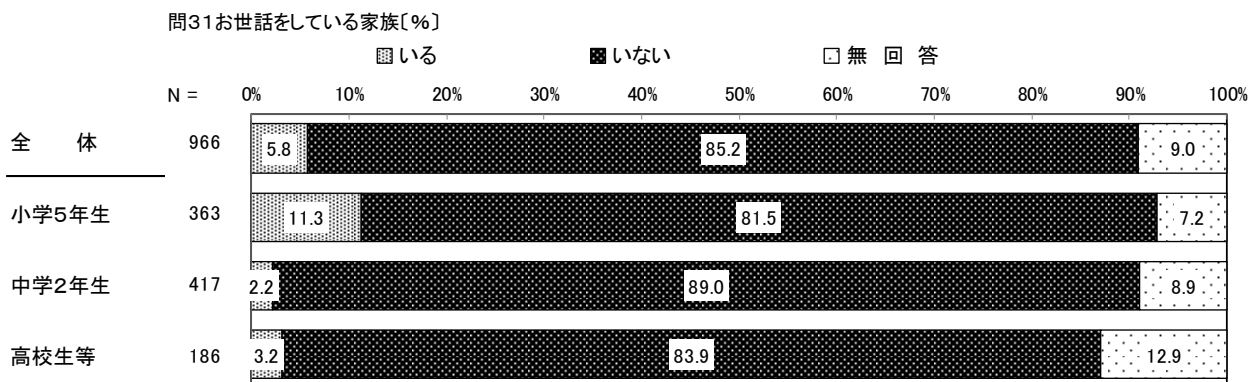
外出状況は「仕事や学校で平日は毎日外出する」が76.7%と多くを占めていますが、「仕事や学校で週に3～4日外出する」が7.8%、「普段は家にいて趣味の用事のときだけ外出する」が4.1%などとなっている。



社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が『ある』が53.9%、『ない』が43.0%となっています。



小中高校生で、家族の世話をしているが5.8%みられます。



(3)基本目標

①こども・若者の生きる力の育成と社会へのつながりづくり

こども・若者が生きる力を身につけられるように教育環境の充実のほか、多様な体験学習や交流の機会を拡充します。地域での活動や世代間交流や社会貢献活動、多様な体験活動を通じて、他者から認められることにより自己肯定感を高められる環境づくりに取り組みます。

②困難を有するこども・若者・その家族の支援

こども・若者とその家族が日常生活において心理的、社会的に孤立することで、虐待、貧困、自殺等困難な状況に陥ることが懸念されます。いじめ・不登校やひきこもり、ケアラー等、社会生活に困難を有するこども・若者に関すること、虐待や貧困、自殺等の問題について、地域全体の理解を深められるよう啓発に努め、関係機関等と連携し、相談体制や支援ネットワークの構築等により切れ目のない支援を推進します。

(4)推進体制

こども・若者の健全育成に関連する課題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係部署が連携して施策の推進を図ることが重要です。あわせて、市民や地域組織、相談・支援機関等が協働し、連携を図っていく必要があります。そのため、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築して対策の推進に取り組んでいきます。

2. 施策の展開

基本目標1 こども・若者の生きる力の育成と社会へのつながりづくり

(1)こども・若者の権利に関する啓発と意見表明機会の確保

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
こどもの人権等に関する普及啓発の促進	関係各課
こどもの声を生かしたまちづくりの推進	関係各課

(2)生きる力の育成

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
基礎学力向上推進事業	学校教育課
生徒指導に関する学校支援	学校教育課
こどもの体力・運動能力向上事業の推進	学校教育課

(3)多様な体験と居場所の充実

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
多様な体験活動の推進	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	学校教育課
こどもの居場所づくり支援事業	こども支援課
公民館活動の推進	中央公民館

基本目標2 困難を有するこども・若者・家族の支援

①こども・若者への切れ目ない保健・医療の提供

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
家庭児童相談事業	こども支援課
プレコンセプションケアの推進・若年妊産婦・特定妊婦等への支援	
こども・若者の心身の健康についての啓発	

②児童虐待防止対策の推進とケアラー支援・ひきこもり支援など地域での孤立対策

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
適応指導教室の開設【再掲】	学校教育課
家庭児童相談事業	こども支援課
青少年健全育成市民会議への支援	生涯学習スポーツ課
白河市少年センター事業	生涯学習スポーツ課
白河市少年補導員連絡協議会への支援	生涯学習スポーツ課
子育て短期支援事業	こども支援課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	学校教育課
いじめの早期発見・早期対応	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	学校教育課
問題行動及び非行の防止	学校教育課
相談・立ち直り支援の推進	学校教育課
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉課
ケアラー・ヤングケアラー講演会	社会福祉課
白河っ子家事・育児サポート事業	こども支援課
福祉まるごと相談窓口	社会福祉課
こども・若者の自殺対策・いのちの安全対策	

③こども・若者を見守る安全な環境づくり

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
青少年健全育成市民会議への支援	生涯学習スポーツ課
白河市少年補導員連絡協議会への支援	生涯学習スポーツ課
子育て短期支援事業	こども支援課
パトロール活動の推進	生活防災課 学校教育課 生涯学習スポーツ課

④障がい児支援の推進

主な取組・事業（再掲）

項目	担当課等
特別支援教育の推進	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業【再掲】	学校教育課
発達支援事業【再掲】	こども支援課
療育体制の整備【再掲】	社会福祉課
障がい児教育の推進	社会福祉課
障がい児の在宅生活支援	社会福祉課

資 料